

第3章 ドメイン名を巡る紛争及び紛争処理体制の動向

第3章 ドメイン名を巡る紛争及び紛争処理体制の動向

3.1 ドメイン名紛争の概況

Uniform Domain Name Resolution Policy⁵³(統一ドメイン名紛争処理方針、以下「UDRP」という) 及び、Rules for Uniform Domain Name Resolution Policy⁵⁴(統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則、以下「UDRP Rules」という)が、1999年10月にICANNにおいて採択されてから、6年半近くが経過した。

WIPO を始めとする ICANN 認定紛争処理機関が受け付けた申立は、2000 年をピークに件数が徐々に減っていった。しかし、gTLD におけるドメイン名紛争処理も JP ドメイン名紛争処理も、2005 年は件数的には増加した。

gTLD におけるドメイン名紛争処理全体のうちの 95%あるいはそれ以上の申立は、スイス共和国ジュネーブに所在の World Intellectual Property Organization (WIPO) の arbitration and mediation center (仲裁センター) とアメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスに所在の National Arbitration Forum (NAF) の 2 機関に集中している。最も多くの件数を処理しているのは WIPO で、例年 NAF がこれに続く形となっている。

WIPO も NAF も、2005 年にドメイン名紛争の申立は増加したと発表している。

WIPO は、gTLD のみでなく一部の ccTLD の紛争処理も受け付けているが、昨年、全体では約 23.8%増、gTLD におけるドメイン名紛争処理については約 22.6%増だったということである。また、WIPO のプレスリリースによると、これらの内、サイバースクワッティング事案のみについて見ても約 20%増ということである。

この中で、WIPO は、「WIPO の 2005 年の取り扱い件数がこの 4 年で最も多く、更に、その内の多くが最近登録されたドメイン名に関するものであることは、知的財産権の保有者による継続的な警戒の必要性を裏付けるものである (WIPO Deputy Director 、 Francis Gurry 氏) 」としている。

これは、知的所有権 (知的財産) の保護を目的とする国連の下部組織である WIPO らしい

⁵³ UDRP原文 : <http://www.icann.org/udrp/udrp-policy-24oct99.htm>

UDRP 日本語訳 : <http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html>

⁵⁴ UDRP Rules : <http://www.icann.org/udrp/udrp-rules-24oct99.htm>

UDRP Rules 日本語訳 :

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-rules-j.html>

発言と言えるであろう。

参照 URL (2006 年 1 月 25 日付、WIPO Press Release 435) :

http://www.wipo.int/edocs/prdocs/en/2006/wipo_pr_2006_435.html

一方、NAF は、2004 年と比して全体で約 25%の増加だったと言っている。NAF も gTLD 以外のドメイン名紛争処理を受け付けており、.us ドメイン名等に関するドメイン名紛争処理の件数もここには含まれている。

これに対して、NAF は、その Web サイトの中で、「ドメイン名紛争事案の増加を、インターネット利用者の自然増加、更には、ドメイン名登録プロセスが益々自動化されたという性質によるものと見ている (NAF Internet Legal Counsel、Kristine F. Dorrain 氏)」としている。

参照 URL (NAF ICANN News “National Arbitration Forum Reports Increase in 2005 Domain Dispute Resolutions”) :

<http://www.arb-forum.com/resources/news/adrnews.asp?id=86>

NAF は、元裁判官、弁護士、法学教授等による紛争処理機関として 1986 年に設立された機関である。

ICANNよりUDRP及びUDRP Rulesに基づくドメイン名紛争処理の認定を受けている他の 2 つの機関 (ADNDRC⁵⁵及びCPR⁵⁶) も、ADNDRCが昨年の件数が 43 件と過去最多、CPRは過去最多の 2002 年の 32 件には及ばなかったが 25 件で、前年 (9 件) と比した場合やはり倍以上の数字となっている。今後、ICANNにおいて新たなTLDが追加されていくことも考えると、状況の多少の変動があったとしても、そう近い将来UDRPに基づくドメイン名紛争処理の需要が急激に減ることはなさそうである。

なお、JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則に基づく JP ドメイン名の申立も、2005 年、過去最多の 11 件を記録した。

⁵⁵ ADNDRC : Asian Domain Name Dispute Resolution Centre

アジア地域におけるドメイン名紛争処理を目的とし、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)と香港国際仲裁センター(HKIAC)が共同して設立した機関。北京と香港にそれぞれ事務所を置き、紛争処理の受付を行っている。

⁵⁶ CPR : CPR Institute for Dispute Resolution

以下、gTLD と JP ドメイン名におけるドメイン名紛争に分けて近年の動き等を振り返りたい。

3.2 gTLD におけるドメイン名紛争

3.2.1 gTLD におけるドメイン名紛争と 2005 年の概況

ICANN により認定され、UDRP 及び UDRP Rules に基づきドメイン名紛争を扱う紛争処理機関は、下記の 4 機関である。昨年の同時期より変更はない。eRes は 2001 年の活動停止以降動いておらず、その後認定された紛争機関もない。

各紛争処理機関の活動開始時期は以下の通りである：

(表 5：紛争処理機関と活動開始時期)

紛争処理機関名	活動開始時期
WIPO (World Intellectual Property Organization)	1999/12/1
NAF (The National Arbitration Forum)	1999/12/23
CPR (CPR Institute for Dispute Resolution)	2000/5/22
ADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre)	2002/2/28
eRes (eResolution) ⁵⁷	-

また、各紛争処理機関の活動開始以降の処理件数は、以下の通りである⁵⁸。

⁵⁷ eResは、2001年11月をもって活動を停止した。

⁵⁸ 処理件数は、各紛争処理機関のWebサイトを元に集計したものである。

(表 6 : 紛争処理機関別処理件数推移)

	WIPO	NAF	CPR	ADNDRC	eRes	合計
1999 年	1	-----	-----	-----	-----	1
2000 年	1,841	860	19	-----	250	2,970
2001 年	1,506	836	14	-----	96	2,452
2002 年	1,181	870	32	22	-----	2,105
2003 年	1,053	854	24	27	-----	1,958
2004 年	1,110	931	9	30	-----	2,080
2005 年	1,361	1,119	25	43	-----	2,548
2006 年 ⁵⁹	241	235	6	5	-----	487
合計	8,294	5,705	129	127	346	14601

既述のとおり、2000 年をピークに各紛争処理機関の処理件数は徐々に減少していたが、2005 年はいずれの機関も増加した。

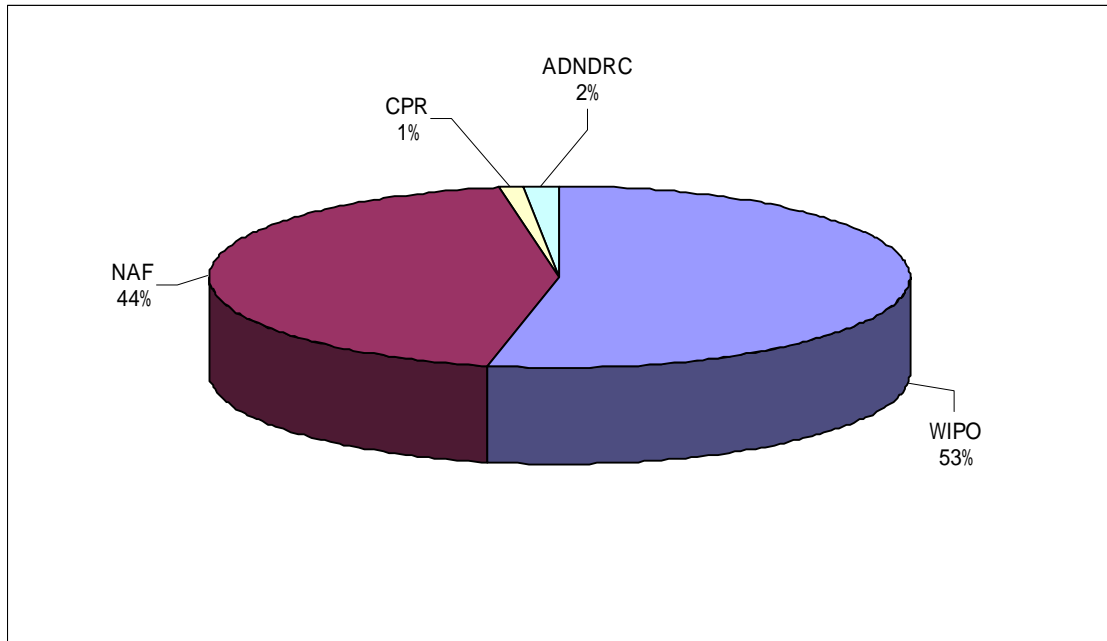
2006 年 2 月末日現在の申立件数も昨年と同時期と比して多い。CPR などは昨年の 3 月下旬時の時点でも申立件数は 0 件だったが今年は 2 月末日現在で既に 6 件の申立が出ている。ADNDRC も昨年 3 月下旬時点で 1 件しか申立がなかったが今年は 2 月末日現在で 5 件出ている。2006 年も、少なくとも WIPO と NAF に関しては増加傾向が認められる。

2005 年の申立先を紛争処理機関ごとに分けると以下の通りとなる。

⁵⁹ 2006 年の処理件数は、2 月末日現在のものである。

また、実際に申立を行った日ではなく、いずれの紛争処理機関も「手続開始日」(書類に不備がないか、申立の対象のドメイン名についての情報を紛争処理機関がレジストラに確認し終り、紛争処理機関が手続開始を宣言した日)を基準としているため、通常申立日と手続開始日は異なっている。

(図 1 : 2005 年の申立先)



殆ど (97%) を WIPO と NAF で占めている。95%以上を WIPO と NAF で占めるのは、例年の傾向である。

3.2.2 紛争処理機関の比較

3.2.2.1 手数料

申立人は、申立先の機関に手数料の全額を支払わなければならない。ただし、申立人が 1 名パネル（1 名のパネリストによる裁定）を希望し、1 名パネル分の料金を納付した後、被申立人（ドメイン名の登録者）が 3 名パネルを希望する場合には、追加納付が必要となる。この場合、追加納付分は申立人と被申立人の折半となる（UDRP 第 4 節 g 項、UDRP Rules 第 19 条の(b)）。

料金は、各紛争機関が定める補則等により定められている。それ程大きな差がある訳ではないが、以下のように紛争処理機関ごとに金額に若干の開きがある。

（表 7：各紛争処理機関の料金設定）

(1) WIPO

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1 名パネル)	裁定パネルの構成 (3 名パネル)
1 – 5	US\$1,500	US\$4,000
6 – 10	US\$2,000	US\$5,000
11 以上	相談により決定	相談により決定

(2) NAF

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1 名パネル)	裁定パネルの構成 (3 名パネル)
1 – 2	US\$1,300	US\$2,600
3 – 5	US\$1,450	US\$2,900
6 – 10	US\$1,800	US\$3,600
11 – 15	US\$2,250	US\$5,000
16 以上	相談により決定	相談により決定

(3) CPR

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1名パネル)	裁定パネルの構成 (3名パネル)
1 - 2	US\$2,000	US\$4,500
3 - 5	US\$2,500	US\$6,000
6 以上	センターに更に US\$1,500 パネリスト費用は相談により決定	センターに更に US\$1,500 パネリスト費用は相談により決定

(4) ADNDRC

紛争対象のドメイン名の数	裁定パネルの構成 (1名パネル)	裁定パネルの構成 (3名パネル)
1 - 2	US\$1,000	US\$2,500
3 - 5	US\$1,200	US\$3,000
6 - 9	US\$1,600	US\$3,600
10 以上	US\$3,000	US\$7,000

紛争の対象となるドメイン名が1つである場合で比べると、1名パネルでも3名パネルでも、高い順から、CPR WIPO NAF ADNDRC の順となる。

申立の件数が最も多いのは WIPO であるが、この比較から WIPO に申立が集中するのは値段が理由ではない(安いからではない)ことが分かる。

料金的には、いずれの紛争処理機関も比較的廉価であり、各紛争処理機関ともドメイン名紛争を引き受けることで利益が上がっているとは思われない。

WIPO はパネリストとセンター側の分配割合も公表している。

WIPO の Schedule of Fees under UDRP :

<http://arbiter.wipo.int/domains/fees/index.html>

これによれば、申立の対象となるドメイン名が1つであり、単独パネルで審理される場合、センターの取り分は US\$500 で、3名パネルの場合でも US\$1,000 である。WIPO のドメイン名紛争取り扱い部門には現在全部で 20 人の職員がいるということであり、年間の取り扱い件数が 1,000 件 ~ 1,500 件の間とすると、ドメイン名紛争の申立の手数料で必要な

人件費すら賄うことは困難なのではないかと思われる。実際には人件費以外の費用が運営に必要であることを考えれば大幅な赤字であろう。

3.2.2.2 Supplemental Rules (補則)

各紛争処理機関の補則比較を以下に示す。

(表 8 : 各紛争処理機関の補則比較)

	WIPO	NAF	CPR	ADNDRC
申請書式の送付方法	Web 申請及び紙媒体で郵送(写4部)	Web 申請及び紙媒体で郵送(1名パネルの場合写3部、3名パネルの場合写5部)	電子メールで申請。紙媒体で提出の場合は写5部	電子メールで申請。紙媒体で提出の場合は写4部
字数制限	字数制限有り 申立書・答弁書ともに主張部分(手続規則の第3条(b)(ix)及び第5条(b)(i)に関する部分)は5,000字以内	字数制限有り 申立書・答弁書ともに主張部分(手続規則の第3条(b)(ix)及び第5条(b)(i)に関する部分)は10字以内	字数制限有り 申立書・答弁書ともに10字以内	字数制限有り 申立書・答弁書ともに主張部分(手続規則の第3条(b)(ix)及び第5条(b)(i)に関する部分)は3,000字以内
事件管理者	センターにより任命	記載なし	記載なし	明確な記載はないが事件管理者は置く

	WIPO	NAF	CPR	ADNDRC
パネルの指名	1名パネル： センターが指名 3名パネル： 両当事者提出の希望リストから各1名。センターが任命する1名が主任パネルリストとなる。	1名パネル： センターが指名 3名パネル： センターが主任パネルリストを任命する。	記載なし	1名パネル： センターが指名 3名パネル： 3人目はセンターが任命する。
答弁書提出期限の延長	記載なし	答弁書の提出期限までに、延長に関する両当事者の合意を書面にて提出(延長が必要な事情も記載)すれば、100\$の支払いにより最長20日の延長が可能	記載なし	記載なし
追加提出物	記載なし	答弁書の提出より5日以内に提出し、US400\$を支払う。	記載なし	記載なし

ADNDRC 香港事務所の supplemental rules :

http://www.adndrc.org/adndrc/hk_supplemental_rules.html

ADNDRC 北京事務所の supplemental rules :

http://www.adndrc.org/adndrc/bj_supplemental_rules.html

NAF の supplemental rules :

<http://www.arb-forum.com/domains/udrp/rules.asp>

WIPO の Supplemental Rules :

<http://arbiter.wipo.int/domains/rules/supplemental/index.html>

WIPO の Schedule of Fees under UDRP

<http://arbiter.wipo.int/domains/fees/index.html>

この中で特徴的なのは、NAFにおいては料金を支払うことで答弁書の提出期限を延長させることができ、更にその後、申立人側もUS\$400⁶⁰の料金を支払えば追加の提出物が認められるという点である。追加の提出物が容認されるかどうかは、2005年12月末までのsupplemental rulesでは、NAF側の裁量の下、という留保付きだったが2006年1月以降は改訂され、この留保が外れた。

ただ、答弁書の提出期限の延長が認められたり、申立人がUS\$400を支払って提出物の追加を希望したりするケースが実際のところNAFにおいてどの程度あるのかは不明である。

3.2.2.3 NAF の補則の改訂

また、NAFは2006年1月1日付で、補則を「ドメイン名紛争をパネルにより直接管理する」よう改訂したとしている。

参照 URL :

<http://www.arb-forum.com/domains/NAFSupplementalRules.asp>

具体的には、補則の「6. Extensions and Stays」のb.項が大きく変わっている。

すなわち、以前は、

<p>6. b. The Forum may exercise its discretion in determining whether exceptional circumstances exist warranting an extension (NAF は、延長の理由となるような例外的な状況があったか否かを決定する裁量を行使することができる)</p>
--

とあっただけだったものが、新しいSupplemental Rulesでは、これに以下の規定が加えられた。

⁶⁰ 以前はこの料金はUS\$250 だったようである。

6. b. iii.

If a Panel has been appointed by the Forum, a request that the administrative proceeding be stayed shall be granted at the discretion of the appointed Panel (NAF からパネルが指名された場合、義務的紛争処理手続の猶予の申出は、指名されたパネルの裁量により、承諾されるべきである)

つまりパネルの裁量の範囲が広がったと言える。新しい補則は、2006年1月1日以降の申立に適用される(2006年1月1日の時点で既に係属中のものには旧補則が適用される)。

3.2.2.4 勝敗率と紛争処理機関の選択

各紛争処理機関における勝敗率の統計を調査した。(【添付資料1】参照)

各紛争処理機関の Web サイトから集計したもので、以下の方法で集計している。

$$\frac{\text{[移転及び取消しの数]}}{\text{[全裁定数]}} \times 100$$

結果、【添付資料1】の通り CPR のみが他の3つと比べて移転や取り消し等申立人有利に終わっている割合が低い、ということが分かった。CPR の2000年から2005年8月上旬までの、申立人有利の割合は、通算平均で61.0%である。その他の3機関は、80%台の半ば前後なので、これに比べると大分低い。

また、CPR は年により勝敗率の上下が大きい。他の3機関は、70%後半~80%を常に維持しているのに対し、CPR は低い年は40%(2004年)、高い年は84.6%(2001年)とかなりの差がある。ただ、WIPO や NAF と比べると CPR は取り扱い件数が圧倒的に少ないため、こうした数字になった可能性もある。

3.2.2.5 パネリスト

いずれの紛争処理機関もパネリスト候補者を Web サイト上で公表している。

最もパネリスト候補者の人数が多いのは WIPO で、387人である。このうち日本人は8人である。

NAF はパネリスト候補 148人で、うち日本人が1人いる。

CPRのパネリスト候補は42人である。また、ADNDRCのパネリスト候補は北京と香港合計で46人である⁶¹。CPR、ADNDRCに日本人のパネリスト候補者はいない。

中には、WIPOに候補者として登録されていると同時にNAFやCPRにも重複して登録されている候補者もいる。

各紛争処理機関がパネリスト候補者と日頃どのような連絡を取っているのか等は外部からは伺い知れない。また、申立があった場合どのようにしてパネリストを指名しているのか等、内部では何らかの基準があると思われるが、公開されていないため不明である。

WIPO担当者への我々の非公式の取材では、WIPOでは申立が来ると、ドメイン名紛争を扱う部門長の2人と上級法務担当の3人でどのパネリスト候補者が適当かを相談して都度決めていくということである。なるべく候補者全般に事件が行き渡るようにしているが、事案の複雑さや申立の言語の問題等もあって、候補者として登録はしているものの、めったに指名されない人がどうしても出てしまう、ということである。

3.2.3 WIPO を巡る動き

WIPOが2003年2月21日付のレター「Letter from Francis Gurry, WIPO, to Vint Cerf and Stuart Lynn」⁶²をICANN宛に送付してから3年が経過した⁶³。

このレターは、WIPOがICANNに対し、ドメイン名について国際政府間組織名(International intergovernmental organizations, IGOs)及び国家名を保護するようにUDRPを改正することをICANNに要請するレターを送付したもので、「the Second WIPO Internet Domain Name Process」(WIPO)と呼ばれる検討プロセスの結果を受けて出されたものである。

レターの中では、国際機関名をめぐるドメイン名紛争処理手続については、UDRPに基づく裁定結果に不満がある場合でも裁判所への出訴権を否定し、新たな仲裁の方法に訴える形に修正されるべきとされていた。この修正点は国際機関をめぐる問題が特定の国家の法に基づく審理に服することになるという事態に対する国際機関の抵抗の現れと思われる。

⁶¹ 候補者の人数は、いずれも2006年2月末日現在。

⁶² <http://www.icann.org/correspondence/gurry-letter-to-cerf-lynn-21feb03.htm>

⁶³ WIPOが同レターをICANNに送付するまでの経緯は以下に記述がある。

<http://arbiter.wipo.int/processes/sct/decision/index.html>

3.2.3.1 WIPO を受けての ICANN の動き

- 合同ワーキンググループ最終報告書（2004年7月）まで

ICANNではこのレターを受けて、2003年3月12日の理事会の電話会議で、2003年5月12日を期限としてICANNの各支持組織及び諮問委員会からコメントを募ることを決定した。その後、AtLarge諮問委員会、GNSO評議会、政府諮問委員会（GAC）等からコメントが出された。また、これらを受けて、同年6月1日付でICANN法律顧問のLouis Touton氏より報告があった。その中で同氏はGACが合同ワーキンググループの設置の必要性に言及していることに触れ、これに同意した。この結果、翌6月2日の理事会の電話会議で合同ワーキンググループの結成が決定され、2003年10月6日付で結成された。アナウンス文⁶⁴を見ると、合同ワーキンググループは、2003年10月のカルタゴ会議と2004年3月のローマ会議で作業プログラム案を理事会に報告するとされていた。

その後、合同ワーキンググループは、2004年3月のICANNローマ会議の後に暫定報告書⁶⁵を提出した。

2004年7月に出された最終報告書によれば、その間、合同ワーキンググループは、ICANNカルタゴ会議の際に会合を一度、その後2004年の1月6日と1月26日に電話会議を行い、2004年3月1日には、ローマ会議の最中に会合を持っている。カルタゴ会議の際の会合は、事前に通知されたものではなく、その場で決まったものだったため、一部のメンバーが参加しただけだったと記録されている。また、合同ワーキンググループのメンバーのうち、かなりの人数が集まったのは、ICANNローマ会議中の会合のみで、GACを代表するメンバーの多くは、電話会議にすら参加することができなかったとある。

こうした状況の中で、ICANN法律顧問のJohn Jeffrey氏より非公式のアドバイスを受けながら、最終報告書を完成させた。この最終報告書⁶⁶は、同年7月14日、ICANNに提出された。

- 最終報告書の中身

最終報告書の中ではそれまでの議論の要約がまとめられてはいるが、発言者等は公表されていない。報告書の中には、あるメンバーは作業に貢献したが氏名の公表をしないで欲しいと言ったという記載も見られる。

⁶⁴ <http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2003/20031009-01.html>

⁶⁵ <http://forum.icann.org/lists/wipo2-comments/dochTTBuNEcsn.doc>

⁶⁶ Final Reportは以下で見ることができる：

<http://www.icann.org/committees/JWGW2/final-report/>

最終報告書によると、合同ワーキンググループは、合意には至らず、以下の3つの相矛盾する意見が残った：

- UDRP は改訂されるべきである。
- WIPO の要請が UDRP の原則の変更を求めるものなのか否かを理事会は検討する必要がある。
- WIPO による UDRP の原則の拡大要請は、既存の法律によらない解決を要請しているものであり、認められるべきではない。

改訂されるべきとの意見は、GAC 代表のメンバーから出されたものであろう。クアラルンプール会議での GNSO パブリックフォーラムの中でも、合同ワーキンググループの GNSO ビジネスユーザー部会代表の Philip Sheppard 氏が、「UDRP が改正されるべきとの意見は GAC 代表の3名からは支持を得たが、その他のメンバーの支持は得なかった」と発言している。

また、合同ワーキンググループのチェアである Jonathan Cohen 氏によれば、賛否の割合についてはメンバーのうち「大体半分位」が WIPO の要請に反対という意見だったということである。合同ワーキンググループの構成は、チェアの Jonathan Cohen の他に15名で、内7名が GAC 代表で、GNSO 代表は6名、AtLarge 諮問委員会代表は2名である。反対の理由として挙げられた意見の中では以下のようなものが目立った意見だった：

- UDRP は不完全なのでまずその点を直すべきである。
- 国際法は国家名を保護しておらず、ICANN は国際法の規定に匹敵する規定を作るべきではないし、その権限もない。
- 多くの国で、国家名や IGO の頭文字は合法的に商標として登録されており、それは国家法とも国際法（パリ条約）とも噛み合っている。
- 裁判所への出訴権を否定することは GNSO と理事会との当初の取決めを本質的に変える（反する）ものである。
- GNSO は既に反対を表明している。

● 最終報告書以降現在までの動き

WIPO を巡る動きは、2004年7月の Final Report 提出までは迅速に進み、以降停滞する。

WIPOは2004年11月中旬に、更にレター要請の論拠を示す文書⁶⁷とその別紙⁶⁸をICANNに送付した。また、国連も2005年3月23日付で催促のレターをICANNに送付した⁶⁹。このレターは、WHOやILO、IMF、IAEA、WTO等を始めとする24の国際機関（WIPO含む）を代表して送付されたもので、この中で国連は、国際機関名がドメイン名上保護されるべきという、当該機関の法律専門家の集合見解を通知するとしてUDRPの改訂を迫っている。

しかし、2005年は本件に関しほとんど進展が見られなかった。GNSO評議会の議事録を見ても、2004年12月3日のICANNケーブタウン会議中の評議会議事録に、「パブリックコメントを見たうえで、『中庸を取る』ような解決策がないか検討する」という記載があるのを最後に、2005年は一度も議題としては取り上げられていない。

また、2005年4月のICANNマルデルプラタ会議や同年7月のICANNルクセンブルグ会議でも議題に取り上げられていない。わずかにICANNマルデルプラタ会議のパブリックフォーラムの中で、「理事会はICANNスタッフに対し、本件に関しどのようにすれば進捗し、報告ができるかどうかコミュニティと非公式な議論を行うよう指示した。」との発言があったのみである。また、ICANNルクセンブルグ会議でも進展は見られず、根本的な方向性さえも見出せていないことが伺えるのみである。

その後、WIPOは、2005年11月15日付で催促のレターをICANNに送付した⁷⁰。これに対して、ICANN側は、レターの受領をWIPO側に通知したのみだということである。

同レターについて、GNSO評議会のメンバーの中には、同レターの自信過剰振りに驚いていると言う者もあったし、その約半月後に迫っていたバンクーバー会議の中でWIPO側と話し合う時間を持つべきだと言う者もあった。

しかし、結局バンクーバー会議でもWIPOは殆ど話題になっていない上、WIPOへの我々の取材によれば、同会議の最中、WIPO側は、「何かしなければならぬ」という回答をPaul Twomey氏（ICANN事務総長）から非公式に受けただけであり、WIPO側はこれをICANNはこの問題についてあまりやる気がないと感じているということである。

合同ワーキンググループの最終報告書に現れた意見の対立が解消しない限り、2006年もこの問題が大きく進展し、国際機関名や国家名等についてのUDRPの運用が変わることはないのではないと思われる。

⁶⁷ <http://gns0.icann.org/mailling-lists/archives/council/docGOrVPYa3Bo.doc>

⁶⁸ <http://gns0.icann.org/mailling-lists/archives/council/docL8pWKRJ9iQ.doc>

⁶⁹ <http://arbiter.wipo.int/processes/process2/letter.pdf>

⁷⁰ WIPOからICANN宛の2005年11月15日付レターは以下で見ることができる：
<http://www.gns0.icann.org/mailling-lists/archives/council/pdfx0xtHn36fN.pdf>

3.2.3.2 WIPO や国連のレターの論拠

ここで、WIPO や国連のレターにある要望の論拠を検討してみよう。

WIPO の最終報告書⁷¹では、パリ条約の第 6 条、1992 年にパリ同盟 (パリ条約によって設立された国際同盟) が採用したパリ条約の 6 条の解釈に関するガイドライン⁷²や、TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) を挙げている。パリ条約の第 6 条とは、同条約の同盟国においては国家の紋章や旗章について商標やその構成部分としての登録を拒否あるいは無効とし、国際機関についても紋章や旗章やその名称・略称についても同様とするというものである。

また、2005 年 3 月 23 日付の国連のレターは、国際機関名が保護されるべき根拠を 3 つ挙げているが、2 番目で「明らかな法的根拠」として条約の規定を挙げている。具体的には、パリ条約の第 6 条、商標法条約の第 16 条、TRIPS 協定の第 2 条である。

商標法条約の第 16 条というのは、サービスマークに関してもパリ条約の商標に関する規定を適用するものである (なお、これらの条約は日本でも批准されており、日本の商標法でも商標登録について同様の制限が設けられている⁷³)。TRIPS 協定の第 2 条は、パリ条約の規定を遵守すること等を規定するものである。

WIPO や国連の主な論拠はパリ条約の第 6 条にあることになるが、こうした条約の各規定や商標の公益的不登録事由は、ドメイン名登録上、国際機関名等に積極的な保護を与えるだけの十分な根拠になり得るかは疑問である。公益的不登録事由は、商標登録の要件の中でも消極的な要件に過ぎず、国際機関名等に対して消極的な保護を与えているに過ぎないからである。それをドメイン名登録上の積極的な保護に結び付けることは、多分に政策決定の問題であって、必然性があるとは言い難い。ドメイン名登録上の積極的な保護は更に一段階上の問題と思え、WIPO や国連の要望を ICANN において受け入れることは、かなりハードルが高いと思われる。

なお、以上は、あくまでも ICANN における UDRP の検討の話であり、国家名や行政機関名のドメイン名登録上の保護を各 ccTLD でどのように扱うかは、それぞれの国での政策決定の問題である。

⁷¹ <http://arbiter.wipo.int/processes/process2/report/word/report.doc>

⁷² Guidelines for the Interpretation of Article 6ter(1)(b) and (3)(b) of the Paris Convention

⁷³ 日本の商標法では、その第 4 条 1 項において、商標登録を受けることができないものを列挙している。これを商標の「公益的不登録事由」という。第 4 条 1 項のうち、第 3 号及び第 5 号はパリ条約の規定を受けて設けられたものである。

3.2.4 国際機関名国家名等を巡る申立

WIPOのWebサイトのリーガル・インデックスのページ⁷⁴で国際機関や国家名を巡る申立一覧を検索すると2005年については国際機関名については3件、行政機関名に関する申立は1件あったことが分かる。そのうち、国際機関名を巡る3件はいずれも「iso」の名称を含むドメイン名に関するもので、3件とも申立人はスイスのInternational Organization for Standardization ISOで、申立人が「iso」の名称について商標を保有しており、移転が命じられた。

また、行政機関名に関する1件は、申立人はイギリスの公的な機関らしく（裁定文上、申立人の地位や事業内容は必ずしも明らかではない）また、申立人は商標を保有していたものであり、移転が命じられている。

しかしながら、申立人が商標を保有していれば必ずその請求が認められるという訳ではない。興味深い事例で、2004年の事例であるが `mexico.com` を巡る申立があった。その裁定文のうち、申立人及び被申立人の主張の要旨、裁定の検討と事実認定の部分の訳文を添付する（【添付資料2】）。

この事例では、申立人はメキシコ政府から認可された機関で、申立人は他の公的な機関からライセンスした商標を申立において提示した。本件は3名パネルで、パネルは少なくとも申立時に申立人が商標権を有していたことは認められたものの、申立人が、提示したその商標と提供するサービスを結び付けて提示したとは認めることはできなかった等として申立を認めなかったばかりか、申立を逆ドメイン名剥奪行為としたものである。公的な機関に近い立場にあると思われる申立人にとって極めて厳しい結果となった。

3.3 JP ドメイン名におけるドメイン名紛争

3.3.1 JP ドメイン名におけるドメイン名紛争と2005年の概況

JPドメイン名の紛争処理については、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター⁷⁵（以下、「JPNIC」という）が策定したJP-DRP及びJP-DRP手続規則により処理さ

⁷⁴ <http://arbiter.wipo.int/cgi-bin/domains/search/legalindex?lang=eng>

⁷⁵ その後、JPドメイン名のレジストリ業務は、2000年12月に設立された株式会社日本レジストリサービス（Japan Registry Service Co., Ltd. <http://jprs.co.jp>）に移管され、同社は2002年4月よりJPドメイン名のレジストリ業務を行っている。

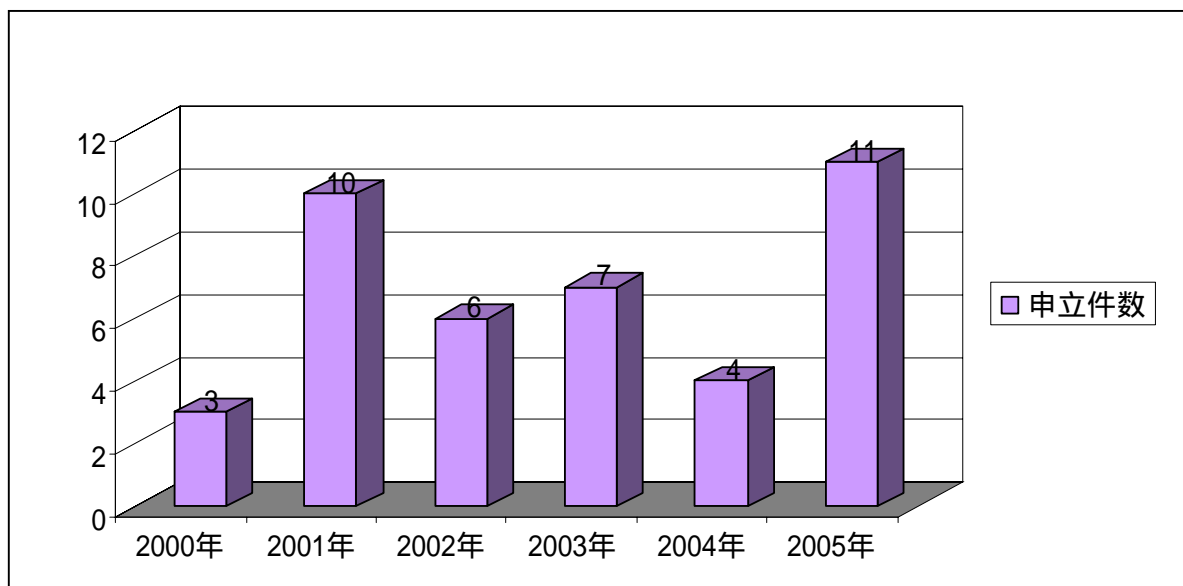
2006年3月時点、同社はJPドメイン名の登録・管理を行う国内唯一のレジストリである。

れている。JP-DRP及びJP-DRP手続規則は、UDRP及びUDRP Rulesに倣い、2000年7月19日に策定され、同年11月10日施行された。

JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の施行以来、日本知的財産仲裁センター（当初は、「工業所有権仲裁センター」、2001年4月に名称変更）が唯一の指定紛争処理機関として JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則に基づくドメイン名紛争を処理してきた。

同センターにおけるこれまでの処理件数は、以下のとおりである。

（図 2：日本知的財産仲裁センターの処理件数）



2005年は過去最多の11件だった。

なお、うち1件（事件番号：JP2005-0002）は、手続開始より既に満9ヶ月以上が経過しているがパネルの判断により係属中の状態にある。

3.3.2 手数料

JPドメイン名紛争処理手数料規則により以下のように定められている。

(表 9 : JP-DRP の手数料)

(税別)

申立にかかる ドメイン名の数	1 名パネル	3 名パネル
3 ドメインまで	18 万円	36 万円
4 ドメイン以上	1 ドメイン名につき、1 万円追加	1 ドメイン名につき、2 万円追加

UDRP に基づくドメイン名を処理する 4 紛争処理機関と比べて、金額設定にそれ程大きな開きはない。申立を取り下げる場合、センターがパネルを指名する前であれば、これらの手数料のうち 3 万円を差し引いた額が、パネリスト指名後は、審理の進捗状況を勘案した金額を差し引いた額が払い戻される (同規則第 2 条)。

審問が発生する場合については、審問手数料 1 万 5000 円を追加納付する (同規則第 3 条)。但、これまでに審問が行われたことはない。

3.3.3 Supplemental rules (補則)

補則については、日本知的財産仲裁センターの Web サイト内⁷⁶で見ることができる。

この中で、申立書及び答弁書への字数制限の規定が設けられている (同補則第 9 条、申立書のうち申立の理由は 1 万字以内、答弁書は全体で 1 万字以内とされている)。

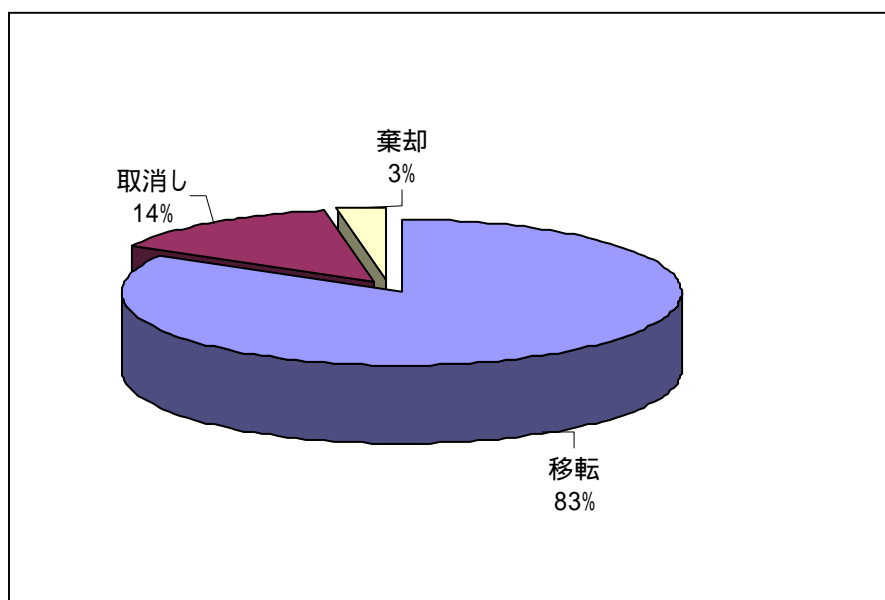
3.3.4 裁定結果の割合

これまでの裁定結果 (移転/取り消し/棄却等) の割合は以下の通りとなっている⁷⁷。

⁷⁶ 日本知的財産仲裁センター Web サイト (<http://www.ip-adr.gr.jp/>) 内、「D 業務の詳細」の中の「5 . JP ドメイン名紛争処理」の中の「5 . 8 JP ドメイン名紛争処理の規則等」

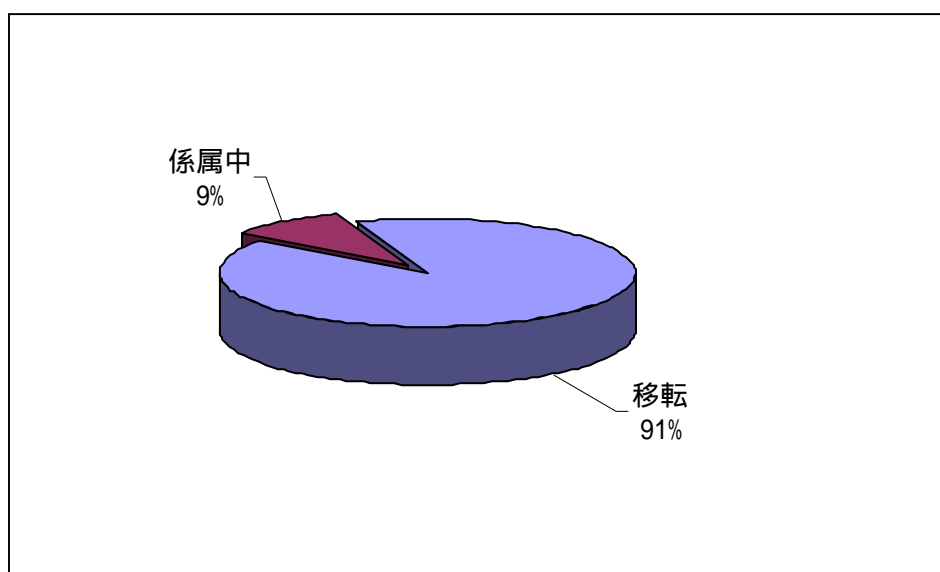
⁷⁷ 取り下げられたものは含まれていない。なお、取り下げは、2002 年に 1 件、2003 年に 4 件、2004 年に 1 件あった。

(図 3 : JP-DRP における過去の裁定結果)



数字でいうと、過去の裁定(37件)のうち、31件が移転を命じ、残りは5件が取り消し、1件が棄却となっている。移転の割合と取り消しの割合を足すと97%であり、圧倒的な申立人有利の結果に終わっていることが分かる。棄却されたのは、2004年の申立(JP2004-0001 紛争にかかるドメイン名 enemagra.co.jp)1件のみである。

(図 4 : JP-DRP における 2005 年の申立の結果)



2005年には、11件の申立があったが、そのうち2006年2月末日現在も係属中である1件を除き、残りの10件全てに関して移転が命じられた。裁定済みのものだけを見ると100%移転が命じられていることになり、2005年も申立人の圧倒的有利に終わっている。

先に述べた通り、UDRPの指定紛争処理機関における申立人有利の割合がWIPOやNAF、ADNDRCが80%台、CPRがこれらよりも低くて平均で60%台であり、JP-DRPに基づく裁定の結果は申立人が圧倒的有利であると言えよう。

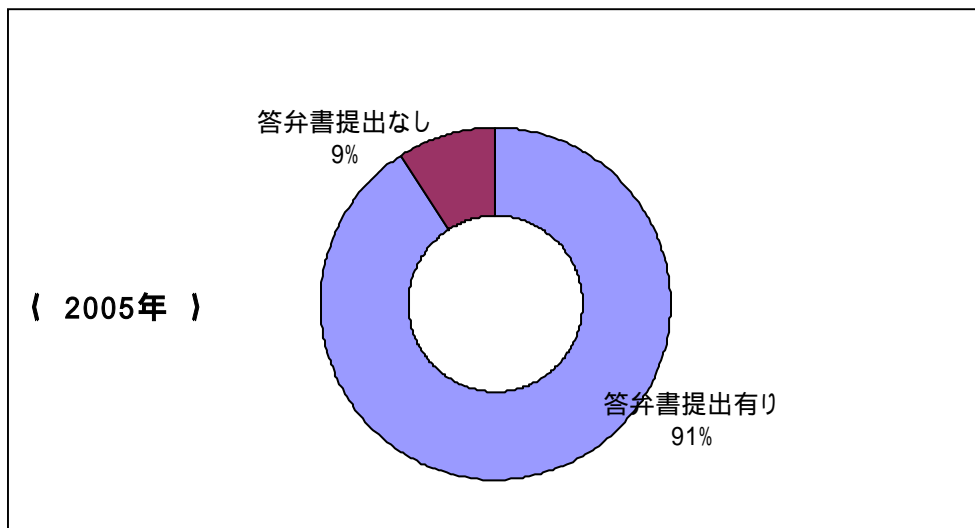
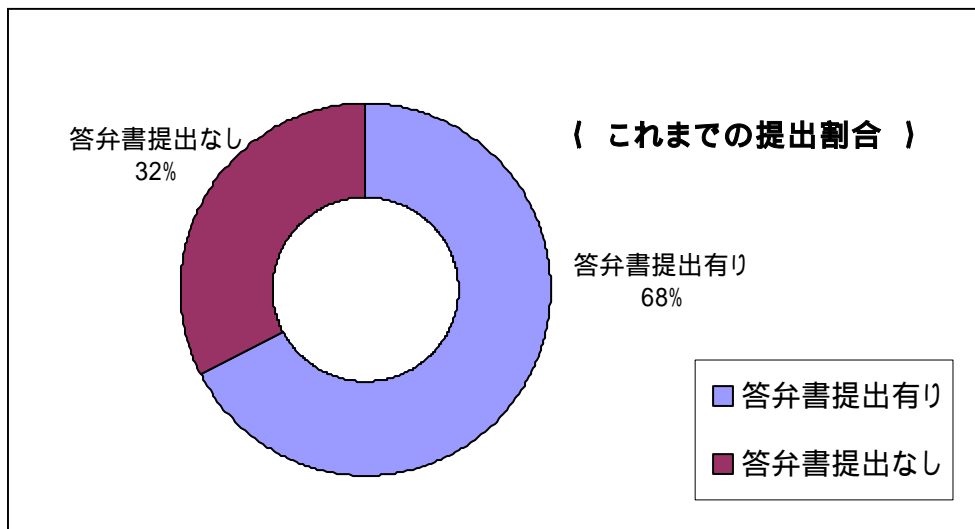
3.3.5 パネリスト

現在、日本知的財産仲裁センター登録パネリスト候補者は15名いる。うち、弁護士登録のみしている者が3名、弁理士登録のみしている者が5名、弁護士弁理士両登録の者が5名、大学の法学部教授で弁理士登録もしている者が1名、法科大学院教授が1名である。

3.3.6 答弁書提出割合

これまでの答弁書提出割合の全体と、2005年における答弁書提出割合は以下の通りである。

(図 5 : JP-DRP における答弁書の提出割合)



全体では 68%である。WIPO における答弁書提出割合が約 67%ということであるから全体的にはほぼ等しい。

2005 年は、11 件の申立があったうち、JP2005-0002 より JP2005-0010 の申立における登録者が同一人物で、この者が答弁書を提出した。

係属中の 1 件を除き、残りの 1 件では答弁書の提出はなかった（但、JP2005-0001、申立にかかるドメイン名 <WALMART.JP> においては、被申立人（登録者）側は、答弁書提出期限の延長を求める上申書を 2 回提出したものの結局答弁書の提出はなかった）。結果 11 件中 9 件について答弁書が提出された形となったため、2005 年は答弁書提出割合が高くなった。

3.3.7 申立一覧の表記の変更

日本知的財産仲裁センター及びJPNICでは、2005 年に申立一覧(<http://www.ip-adr.gr.jp/>⁷⁸)のうち「裁定後の経過」部分に関する表記を改訂した。改訂したのは、裁定が下された後に裁判所への出訴があった 5 件についてである。

これらについては、以前は以下のような表記になっていた。

JP2000-0002 事件	「2002 年 11 月 28 日裁定結果実施」
JP2001-0002 事件	「2003 年 4 月 8 日裁定結果実施」
JP2001-0005 事件	「出訴され裁定結果否定（確定）」
JP2001-0010 事件	「2002 年 8 月 21 日裁定結果実施」
JP2004-0002 事件	「出訴後、和解成立」

しかし、全体的に不統一な上、JP2004-0002 事件については「出訴後、和解成立」というだけでは具体的な手続の帰結が良く分からない状態だった。

そこで、以下のように変更した。

⁷⁸ 同じものはJPNICのWebサイトでも見ることができる。

JP2000-0002	「出訴後、地裁・高裁審理を経て、2002年11月28日裁定結果実施」
JP2001-0002	「出訴後、地裁審理を経て、2003年4月8日裁定結果実施」
JP2001-0005	「出訴後、地裁審理を経て、裁定結果不実施」
JP2001-0010	「出訴後、地裁審理を経て、2002年8月21日裁定結果実施」
JP2004-0002	「出訴後、地裁において和解成立につき、2005年4月25日手続終結」

紛争処理についての情報提供という観点から、手続きの帰結を明記することを徹底し、更に全体的に表記を統一した。

- JP2000-0002 事件

当初移転を命じる裁定が下された。その後、ドメイン名の登録者側が出訴し、地裁で判決が言渡され、いずれかが控訴して高裁でも審理は行われたものの、結局裁判所も「移転」の裁定結果を事実上覆すような判断をしなかったため、2002年11月28日に裁定結果は実施されることになった。

- JP2001-0005 事件

当初移転を命じる裁定が下されたが、登録者側が出訴し、裁判所は原告（登録者側）の請求を認めた。結果、紛争の対象となったドメイン名の登録者は現在も変わっていない。裁定は「移転」と出されたものの実施はされなかった。

- JP2004-0002 事件

当初移転を命じる裁定が下された。被申立人（ドメイン名登録者側）は出訴し、その後東京地裁において裁判上の和解が成立し、その間ドメイン名の最終的な扱いは凍結された状態だったが、和解が成立したとの届け出が登録機関にあり、本件は終結した。

この和解は、地裁における裁判上の和解であった。従って、JP-DRP 第4条 k 項(iii)にある、「…との裁判所の確定判決またはそれと同一の効力を有する文書」に該当するものと解釈でき、従って JP-DRP は終結した。単なる「和解成立」では第4条 k 項の(i)、(ii)、(iii)のいずれに該当するか不明のため、「地裁における和解成立」とした。

なお、日本知的財産仲裁センターの役割は、裁定を下すところまでであるため、その後の出訴の有無やドメイン名の最終的な帰結は同センターの関知するところではない。そのた

め、表記の「裁定後の経過」では、裁定が最終的に実施されたか否かという点と当事者からこれに関連する登録機関（JPRS）への届出状況に着目して表記している。しかし、「裁定結果実施」「裁定結果不実施」等の表記により事実上ドメイン名の行方を推察することは可能である。

3.3.8 裁定文表示方法の改訂

日本知的財産仲裁センターは、2005年、1件の申立を公表する際、パネリストの決定に基づき裁定文を一部非公開として公表した。下記裁定がそれである。

事件番号：JP2005-0001⁷⁹

申立人：ウォルマート ストアーズ、インコーポレイテッド

申立人は、世界最大の小売業者である。一方、被申立人は個人で、連絡先となっていた住所は、被申立人の自宅と思われる東京都内の住所だった。日本知的財産仲裁センターは、裁定文中、被申立人名を「A」とし、住所は伏せた状態で公開した。

JP-DRPでは、第4条j.項にて、「すべて裁定は、パネルが例外的な事件として部分的に変更修正して公表すると決定した場合を除き、その全文を紛争処理機関がインターネットで公表するものとする。」としている。ドメイン名を登録する者は、登録の際の登録合意書（約款）中、登録しようとするドメイン名について、もし将来JP-DRPに基づく申立が行われた場合は審理に従うことにも予め同意している形となっている。そのため、本来、裁定文を全文公表しても手続的には問題はない。

なお、今後も裁定の公表にあたって一部を非公開とする可能性はあるが、既に全部公開されている過去の裁定はパネリストの判断により全部公開とされたので、その後一部を非公開とすることは、JP-DRP手続上には定めがない。

⁷⁹ http://www.ip-adr.gr.jp/jp_adr/saitei/jp2005-0001.html

3.4 TDRP を巡る動き

ICANN が 2004 年 7 月 12 日に、いわゆる TDRP (Policy on Transfer of Registration between Registrars) を策定し、同年 11 月 12 日に施行してから 1 年以上が経過した。

TDRP とは、レジストラ変更をめぐるレジストラ間のトラブル解決のために策定・施行されたものである。商標権をベースにした UDRP に基づくドメイン名紛争とは根本的な性質は異なるが、TDRP もまた、ドメイン名に関する紛争に関する規定である。

2006 年 2 月 28 日現在、TDRP の紛争処理機関として ICANN 認定を受けているのは下記 2 組織である (今年の同時期より変わっていない)。

- NAF (The National Arbitration Forum⁸⁰)
- ADNDRC (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre⁸¹)

NAF が 2004 年 7 月 12 日に ICANN より認定され、ADNDRC は、2004 年 11 月 8 日に認定された。なお、ADNDRC は、香港と北京に事務所があるが、TDRP の紛争処理機関に認定されているのは香港事務所のみである。

いずれの紛争処理機関も、新たに TDRP に関するページを Web サイトに掲載した。ADNDRC の TDRP に関するページは 2004 年 11 月 12 日付けになっているが、これは ICANN が TDRP を施行した日付である。

いずれの機関も、TDRP に関する情報の他に補則や書式等を掲載している。NAF は、料金設定を UDRP に基づく申立の場合と全く同じとしている⁸²。ADNDRC は特に料金に言及していない。

しかし、2006 年 2 月末日現在、いずれの紛争処理機関においても、TDRP に基づくドメイン名紛争の申立は 1 件もない。その理由として考えられるのは、ICANN は、2004 年 7 月 12 日(TDRP の採択と同日)に「 Policy on Transfer of Registrations between Registrars (レジストラ変更 (= レジストラ間のドメイン名移転) に関する新ポリシー) を採択し、

⁸⁰ The National Arbitration Forum :
<http://www.arb-forum.com/domains/TDRP/index.asp>
NAF、Schedule of Fess (手数料一覧):

<http://www.arb-forum.com/domains/TDRP/rules.asp#fees>

⁸¹ Asian Domain Name Dispute Resolution Centre の TDRP に関するページ :
http://www.adndrc.org/adndrc/tdrp/tdrphk_welcome.html

⁸² <http://www.arb-forum.com/domains/TDRP/rules.asp#fees>

これが同年 11 月 12 日より施行されており(こちらも TDRP の施行と同日である) 結果、レジストラ移転をめぐる課題が整理され、トラブルが減ってきたというのが主な理由ではないかと思われる。

3.5 ccTLD におけるドメイン名紛争

その他、主要 ccTLD におけるドメイン名紛争処理システムの概要は以下の通りとなっている。

3.5.1 .au

UDRP をモデルにした auDRP があり、これに基づいて処理されている。WIPO 等に手続を委任している。UDRP と auDRP の主な違いは、UDRP は商標をベースにしているが auDRP は人名等も保護の対象としている点である。また、悪意性はドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば認定されるとされている。

3.5.2 .us

USDRP がある。UDRP との主な違いは、悪意性はドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば認定される点である。USDRP に基づくドメイン名紛争は NAF が扱っている。

3.5.3 .kr

DRP システムを持っていない。The Act on Internet Address Resources (インターネットアドレス資源法) が 2004 年 1 月 20 日に制定され、これを受けて同年 7 月に IDRC (Internet address Dispute Resolution Committee) が設立された。現在ここでドメイン名を巡る紛争処理を受け付けているが、IDRC の Web サイトには詳しい情報は掲載されておらず、詳細は不明である。答弁書は 14 日以内に提出する必要があるとか、パネルは 14 日以内に裁定を出す等、手続の期間は UDRP と似たような制度になっているらしいが、これまで何件程度の処理をしたか等の情報は不明である。

3.5.4 .ch

WIPO のみに一任している。適用されるルールは調停がモデルになっている。そのため、その手続は UDRP のものは大きく異なる。例えば、申立があるとまず電話により調停が行

われる。調停が不成立や被申立人側が応じない場合等は、申立人側は判断を下すためのパネルの任命を求めることができる。また、申立人は、国家法上における知的財産権の法的侵害の要件を満たさなければ請求が認められない。

3.5.5 .de

登録契約上、紛争処理の制度を持たず、国家法で処理されている。裁判所で扱われている。

3.5.6 .fr

WIPO のみに一任。適用されるルールは、UDRP をモデルにしているが、商標以外にもその他の知的財産権や諸権利を申立の根拠として認めており、また、悪意性はドメイン名の登録時または使用時のどちらかにあれば認定される。

3.5.7 .nl

適用されるルールは、仲裁がモデルになっている。そのため結果に拘束力を持たせることもできる。申立人は紛争にかかるドメイン名が申立人側の商標または営業名を侵害していることを登録時または使用時について立証しなければならない。仲裁人は、紛争にかかるドメイン名の移転/取消しを命じることができる他に、被申立人に、将来的にも類似のドメイン名の登録を禁じたり、仲裁費用の負担を命じたりすることができる。

3.5.8 .uk

UKDRP がある。UDRP に似ているが、「bad faith (悪意)」という用語を使っておらず、紛争にかかるドメイン名の登録が「abusive registration (他害的な登録)」であるか否かを問題としている。これは、「bad faith」に近い認識かも知れないが、実際の運用がどのようなものであるかは分らない。

その他、WIPO にドメイン名紛争を委任している ccTLD は以下の通りである。
昨年の同時期より 4 つ増え、47 となった。

(表 10 : WIPOがドメイン名紛争を扱うccTLD⁸³)

ccTLD	国名	ccTLD	国名
.ac	アセンション島	.md	モルドバ
.ae	アラブ首長国連邦	.mw	マラウイ
.ag	アンティグア・バーブーダ	.mx	メキシコ
.am	アルメニア	.na	ナミビア
.as	アメリカンサモア	.nl	オランダ
.au	オーストラリア	.nu	ニウエ
.bs	バハマ	.pa	パナマ
.bz	ベリーズ	.ph	フィリピン
.cc	ココス諸島	.pl	ポーランド
.cd	コンゴ	.pk	パキスタン
.ch	スイス	.pn	ピトケアン島
.co	コロンビア	.pr	プエルトリコ
.cy	キプロス	.re	レユニオン
.dj	ジブチ	.ro	ルーマニア
.ec	エクアドル	.sc	セイシェル
.es	スペイン	.sh	セントヘレナ島
.fj	フィジー	.tk	トケラウ諸島
.fr	フランス	.tm	トルクメニスタン
.gt	グアテマラ	.tt	トリニダーゴ・トバゴ
.ie	アイルランド	.tv	ツバル
.ir	イラン	.ug	ウガンダ
.ki	キリバス	.ve	ベネズエラ
.la	ラオス	.ws	サモア
.li	リヒテンシュタイン		

(以上 47ccTLD)

⁸³ <http://arbitrator.wipo.int/domains/cctld/index.html>

3.6 WIPO ドメイン名紛争処理に関するワークショップ

2005年10月20日及び21日の2日間にわたり、WIPOによるドメイン名紛争処理に関するワークショップが開催された。同ワークショップは、ドメイン名紛争に当事者あるいは法律顧問等として関与する可能性のある人を主な対象としているもので、WIPOが2002年以降毎年同時期に開催しているものである。参加費用の1,400スイスフランを払えば先着順で誰でも参加することができる。

2005年のワークショップは、それまでと同様WIPO本部(スイス共和国ジュネーブ)の会議室で行われ、表題は、「WIPO Advanced Workshop on Domain Name Dispute Resolution: Update on Practices and Precedents」⁸⁴だった。定員は、50名で、2005年も満員だったが、2005年は例年のような速さで埋まった訳ではないようであった。

参加者は例年に続き、各国弁護士・弁理士が多かった。ワークショップ外では、一部の参加者からしか直接話を聞くことはできなかったが、聞いた限りでは、これまでドメイン名紛争を扱ってこなかったが、今後所属する事務所の方針で扱いたいと考えておりノウハウを学びに来たという者が多かった。そのため、聞いた限りでは、所属事務所が経費を負担しているという話だった。このワークショップは、一部の国においては弁護士資格の更新に必要な単位(CLE, Continuing Legal Education)の対象になっているので、単位取得目的の者も例年いるようである。

韓国からは政府の情報通信部とNIDA(National Internet Development Agency of Korea、2005年KRNICより名称変更)知財専門の裁判所からは判事が各1名来ていた。

ワークショップでは、2005年も前年同様、WIPOのパネリスト経験者のWIPOやUDRPについての解説から入り、その後、紛争上よく争点として上がる点についての解説に移った。また、その合間に何度かグループに別れ、予め参加者に送付されていたドメイン名紛争の仮想事例についてのディスカッションの時間が取られた。参加者には予め10個の仮想事例が送付されており、参加者は一応これを勉強して回答案を用意した上でワークショップに臨むという前提になっていた。これは2004年も同様だったが、2004年の事例がやや抽象的なものだったのに対して、2005年の事例はWIPOにおける実際の事例を元に全面的に作り直したということで、より具体的なものになっていた。作り直しにはかなり時間をかけたということだった。

⁸⁴ 【参考資料3】参照

ワークショップの講師は、WIPO パネリスト候補者の David H. Bernstein 氏と Anna Carabelli 氏、ドイツ BMW AG の Senior Trademark Counsel を務める Aimee Gessner 氏の 3 名が主な講師陣で、その他 WIPO の各部署 (Domain Name Resolution Section、Legal Development Section、Information and External Relations Section) の責任者や WIPO の上級職員も一部解説した。

このうち、Aimee Gessner 氏は BMW AG に勤務する弁護士で、WIPO の登録パネリスト候補者ではない。ただ、BMW の代理人として多くの UDRP に基づく申立を過去に行ってきたという経緯がある。つまり、WIPO はパネリスト候補者ではない外部の人間を講師として呼んできていた訳であるが、これは 2005 年より前にはなかったことである。一昨年も、講師は 3 名だったが、3 名はいずれも WIPO の著名なパネリスト経験者だった。WIPO が 2005 年に外部から講師を呼んだのは、ワークショップがターゲットとする層やワークショップの趣旨を少し変えたということがあるだろう。WIPO は、2003 年までは、ワークショップに参加した後に WIPO からの課題に対してレポートを出せば (具体的には、ドメイン名紛争処理の仮想事例が出されてそれに対する裁定文を書くというものである)、WIPO のパネリスト候補者になることができる可能性があるというワークショップのパンフレットに書いていた。しかし、2004 年の時点ではその記載は既になかったし、3.2.2.5 に既述の通り、パネリスト候補者全体に事件を配分するようにしているものの、あまり指名されないパネリストも出てしまうということなので、パネリストの数は現在では充足しており、パネリスト候補者になれる可能性を掲げてワークショップの参加者を募ろうというのは無理があると判断したということだと思われる。

結果、WIPO としては、ワークショップに参加することでドメイン名紛争処理のノウハウが入手できて代理人として今後申立等をするのに非常に役立つという名目で参加者を募るという方向に発想を少し変えたということであろう。従って WIPO は、これからドメイン名紛争処理を扱うことを考えて参加する弁護士や弁理士を意識して、代理人として過去に申立を多数こなしてきた人物を講師として迎えたものと思われる。

2005 年のワークショップで聞いた限りでは、2006 年のワークショップでも外部の人間を講師として呼ぶことを考えているということだった。2006 年のワークショップの予定は既に決まっており、10 月 19 日及び 20 日となっている。

3.6.1 ワークショップの内容

2005 年のワークショップの内容に関しては、2 つの大きな特徴があった。

1 つ目は、既述の通り外部の者でドメイン名紛争の申立人サイドの人物を講師としていた

ことである。そして、2つ目は、ワークショップ内のセッション中、UDRPに基づくドメイン名紛争上よく争点として上がるものについての WIPO パネリスト間の consensus view（通説とでも呼ぶべきか）、majority view（有力説）、minority view（少数説）等がどこにあるか、ということを中心に解説の冒頭明示しながら解説が進められたということである。その際、次の 3.5.2.2. に述べる WIPO の Overview にも触れながら解説が進められた。Majority view、Minority view の説明は、2004 年のワークショップでもあったが、WIPO Overview のような書かれた資料がなかったため、参加者には理解しづらいものであった。この点は 2005 年の大きな改善点であったといえる。

ワークショップの参加者に予め送付された「PROGRAM OUTLINE」及びその訳文を【添付資料 3】として末尾に添付する。

ワークショップの中で重点が置かれていたのは以下の各点である：

- 商標権とドメイン名の同一性・類似性の判断基準
- 権利あるいは正当な利益の成立要件（代理店や独占販売権、言論の自由、一般用語等）
- 悪意性の成立要件（商標とドメイン名登録のタイミング、ドメイン名の passive holding（非活動的所有）、但し書きの効用等）

上記 3 つの各点は、UDRP 第 4 節 a 項(i)乃至(iii)にそれぞれ関連する問題である。UDRP 第 4 節 a 項は、申立人が申立において満たさなければならない 3 つの要件を定めるものであるため、最も重要な規定であり、今年のワークショップでもこの条文や関連する事例の解説が中心を占めていた。その解説内容は具体的には以下のようなものだった。

- ドメイン名の同一性・類似性について

これは、WIPO の著名なパネリスト経験者の一人である David Bernstein 氏より解説がなされた。

申立の審理の中で、申立人が保有していることを主張する商標と紛争にかかるドメイン名の同一性や類似性をどのようにして判断するか、という課題についてである。

ドメイン名は商標と異なり、ローマ字あるいは数字のみによって構成され、文字数字の間にスペースを設けることはできない。ドメイン名の場合はスペースを設けない場合もあれば、スペースの代わりにハイフンやアンダーバーを置く場合もある。また、ドメイン名ではローマ字の大文字小文字は関係ない。また、ドメイン

名に句読点を含めることはできない。

そのため、商標との同一性・類似性を検討する場合、文字（数字）列と商標を構成する主要な文字列とを比較することになり、商標の持つデザイン性であるとかスペースや句読点の有無、大文字であるか小文字であるか等は考慮の対象としない。また、第1レベルドメイン、すなわち、.com/.org/.biz 等はドメイン名の種類を示すものであるため、これも考慮の対照としない。第2レベルドメインが考慮の対象となる。

ワークショップでは、上記のような基本的な解説がなされた後、具体的な事例を挙げて解説がなされた。例としてドメイン名 `jewsforjesus.com` と「JEWS F☆R JEZUS」の商標の比較が挙げられた。商標では、それぞれの文字の間にスペースがあり、また、いずれも大文字で、「FOR」の「O」の文字はダビデの星のデザインとなっている。しかし、このようなデザイン性、大文字小文字、スペースは全て無視して比較し、`/.com` も考慮の対象ではないので、`jewsforjesus.com` と「JEWS R JEZUS」は同一であるということになる。

また、商標の文字列から一文字だけ抜け落ちている等のいわゆるタイポスクワッティング（タイプミス）を装った事例、例えば、`ElectronicBotique.com` と「electronics boutique」（ドメイン名では「s」が抜け落ちている）や `Oxygen.com` 「oxygen」（ドメイン名では「o（ローマ字のオー）」ではなく「0（ゼロ）」になっている）等も類似と考えるということであった。

また、商標を構成する主要な文字列に一般用語や negative term（否定的な用語）を組み合わせたドメイン名等も類似と考えるのが WIPO のパネリスト間の majority view（有力説）となっているということである。しかし、商標の主要な文字列と negative term（否定的な用語）の組合せについては、現実に混同を生じていないという理由から類似性を構成しないとの考え方も少数説（minority view）ながら存在しているということである。例えば、`fucknetscape.com` と「NETSCAPE」等の比較である。これを類似と考えない少数説の考え方（minority view）は、`fucknetscape.com` というドメイン名を見て、それが NETSCAPE のドメイン名だと勘違いする者はいないだろうという、実際に混同が生じるか否かを基準とした実質的な考え方に依拠している。これは、2004 年のワークショップでも同様の解説があったが、2004 年のワークショップではどれが WIPO における majority view（有力説）でどれが少数説（minority view）なのかが分り難い説明の仕方になっていた。2005 年ではこうした点が整理された解説になっていたと感じられた。

更に、紛争にかかるドメイン名により Web サイトが展開されている場合、サイ

トの内容が同一性・類似性の判断に関連するの否かについては、関係があるとは考えられていないということだった。同一性・類似性の判断は、紛争にかかるドメイン名と申立人が権利を主張する商標を構成する主要な文字列との比較で判断される。

ただ、紛争にかかるドメイン名による Web サイトの内容は、同一性・類似性の判断においては考慮の対象とはならないが、次に述べる、被申立人側（ドメイン名登録者）の正当な利益の有無や悪意性を判断する際の一つの要素として考慮の対象となり得るということである。

- 正当な利益について

被申立人（登録者）側の正当な利益についても、David Bernstein 氏より解説がなされた。

UDRP は第 4 節 c 項の(i)(ii)(iii)において、被申立人（登録者）側に正当な権利が認められ得る例を挙げている。第 4 節 c 項(i)では、紛争にかかるドメイン名あるいはそれに対応する名称について被申立人（登録者）側がドメイン名紛争処理の申立の通知を受ける前に善意（bona fide）による商品またはサービスの提供を目的とする使用あるいは使用準備をしていた場合は、被申立人（登録者）側に正当な利益が認められるとしている。被申立人（登録者）側が実際に商品やサービスの提供を行っている場合は立証は容易であろう。しかしながら、「使用準備」については、具体的にはどのような基準から認められるものであろうか。

David Bernstein 氏は「使用準備」について、自身が過去にパネリストとして裁定を下した例等を挙げながら解説し、ただ何らかのビジネス等のために使用を予定しているとか使用の準備を進めていると主張するだけでは十分ではなく、例えば具体的なビジネスプランであるとか販売予定の商品の提示等、あるいは開設予定の Web サイトのデザイン構想等具体的な提示が必要であると解説した。同氏は、自身が過去に裁定した件に触れたが、その事案では、被申立人（登録者）は、ただビジネスに使用を予定していると主張するだけで具体的な予定を何ら提示することができず、同氏はその主張を認めなかったということだった。

David Bernstein氏は、自身が過去に行った別の裁定にも触れた。それは、紛争にかかるドメイン名が okidataparts.com の事案である⁸⁵。やや古くて 2001 年の裁定であるが、いわゆる再販業者（リセラー）や代理店等に、取り扱い商品名等を含むドメイン名登録について正当な利益が認められるかという論点にかか

⁸⁵ Oki Data Americas, Inc. vs ASD, Inc., WIPO Case No. D2001-0903 [okidataparts.com]
<http://arbiter.wipo.int/domains/decisions/html/2001/d2001-0903.html>

わる事案である。これは次の 3.5.2 で触れる「WIPO Overview」の中のQ&Aの 2.3 でも取り上げられている論点であるが、同氏は、この裁定の中で、再販業者（リセラー）や代理店等に正当な利益が認められる 4 つの要件（そのWebサイトでは、被申立人（登録者）はその商標の製品だけを販売し、そのWebサイトでは、商標権者とドメイン名の登録者の関係を明示しなければならない等）を示した。現在、WIPOにおける裁定ではこの 4 つの要件を踏襲するパネリストも多いようである。再販業者（リセラー）や代理店等はこれらの要件を満たしていれば正当な利益が認められる可能性が高い。

また、正当な利益に関しては、WIPO パネリスト間で consensus view（通説）や majority view（有力説）に至っていない論点がある。それは、次の 3.5.2.でも触れるが、批判のための Web サイト開設やファンサイトの開設等を目的とする、商標の文字列等を含むドメイン名の取得に正当な利益が認められるかというものである。この論点については WIPO のパネリスト間でも正当な利益を認めるものと認めないもので見解が分かれている。David Bernstein 氏は、それぞれの見解に触れながらこれらの論点を解説した。

- 悪意性について

UDRP 第 4 節 a 項(iii)に拘わる悪意性の認定については、Anna Carabelli 氏が解説した。

UDRP 第 4 節 b 項は悪意の登録かつ使用であると認められる例を(i)から(iv)まで列挙している。ここに挙げられている例は比較的判断が容易な例ではないかと思われるが、Anna Carabelli 氏は条文の解説に留まらず、他にどのような状況で悪意性が問われるかについても触れながら解説した。

例えば、既に登録済みドメイン名の「更新」は新たな登録と見做されるのか否か、当初の登録時には悪意がなく更新時に悪意があった場合はどう扱われるか等である。また、ドメイン名が譲渡された場合はどうであろうか。この問題は、第 4 条 a 項(iii)において、当該ドメイン名が悪意で登録かつ使用されていることを申立側が立証すべきことと定めていることに関連している。もし、更新を「新たな」登録と見做すと、途中から悪意を持った場合でも、第 4 条 a 項(iii)の条件は更新を経ると満たされるということになる。更新については次の 3.5.2 で触れる「WIPO Overview」の中の Q&A の 3.7 にも出てくるが、当初の登録時に悪意性がなければ悪意性はないとされる（仮に更新時にはあったとしても）ということであった。また、譲渡については、譲渡は新たな登録と見做すというのが WIPO の consensus view（通説）だということである。同一人物による登録行為は途中で更新行為が入ったとしても全体で判断されるということのようである。

商標登録とドメイン名の登録については、通常、商標に基づいて権利を主張するのであれば商標登録がドメイン名の登録に先行している必要がある。しかしながら、これには例外がある。例えば、被申立人（登録者）がドメイン名を登録した時点でその商標が成立していなかったとしても、被申立人（登録者）が近い将来その商標が成立することになることを知っており悪意で問題のドメイン名を登録した場合等である。具体的には、企業が合併することが分っており、合併後の名称が予測可能だった場合等にその予測される名称のドメイン名を先んじて取得する場合等である。そのような場合は、ドメイン名の登録が商標登録や商標の成立に先行していても悪意があると判断されるべきである。

また、例えば、有名企業等の名称を含むドメイン名による Web サイト内の但し書き（本サイトは××社とは関連性はありません等の表記）があったとしても、悪意性は排除されない。これは、2004年のワークショップでも触れられていたが、消費者が但し書きを見るのはそのサイトが某企業のもものと勘違いして入ってしまった後であり、後からそのような但し書きを見たとしても既に混同は生じてしまっているからである。

Anna Carabelli 氏も consensus view(通説)等に触れながら具体的に解説した。

以上がワークショップで最も重点を置いて解説がなされた部分だった。

また、ワークショップ全体の流れについては、【添付資料3】の「PROGRAM OUTLINE」のプログラム構成で凡その全体の流れが分かるが、初日は WIPO やワークショップ、UDRP についての解説から始まり、それらの解説が大体1時間位あった。その後10時頃より昼頃までかけて UDRP 第4節 a 項(i)の要件（同一性・類似性の判断）についての解説が続いた。第4節 a 項(ii)が定める申立人が求められる第2の要件（正当な利益について）は初日の夕方に1時間程かけて、第4節 a 項(iii)に規定される第3の要件（悪意性について）は2日目の最初に1時間程かけて解説された。

PROGRAM OUTLINE はあくまでもワークショップの進行の予定であり、実際にはこのとおりに進まなかった部分もあった。Aimee Gessner 氏による BMW 事例の解説が予定の45分を大幅にオーバーして70分程要した。また、WIPOの上級職員による解説、すなわち初日に予定されていた『Court Proceedings in Relation to UDRP Domain Names（UDRP ドメイン名に関連する裁判手続（Eun-Joo Min））』と2日目の午後に予定されていた『New gTLD (Christian Wichard)（新しい gTLD）』が、Christian Wichard 氏が2日目に参加できなくなった関係で入替えになった。また、2日目の『Principal ccTLD (Christian Wichard)（主要な ccTLD）』はやはり同氏が不在の関係で実際には代りに Erik Wilbers 氏が解説した。また、2日目は参加者から多くの質問等が出たこともあり、特に2日目の午後進行はかなり後ろ倒しになってしまい、15時45分からと16時

15分から予定されていた Discussion は省略され、結果、予め送付されていた 10 個の仮想事例のグループごとの検討は全部は終らなかった。

もっとも、プログラムはかなりタイトなため、10 問もの事例の検討ができないのは 2004 年も同様だった。WIPO は、2005 年のワークショップの Aimee Gessner 氏による解説に相当する部分を 2006 年のワークショップではプログラム上 2 つに分けることになると思うと話していた。

3.6.2 「WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions」

WIPO は 2005 年 2 月、「WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions」を公表した⁸⁶。これは、UDRP に基づくドメイン名紛争処理における主な争点についての WIPO のパネリスト間の Consensus View、Majority View を明示し、関連する主な過去の裁定にも言及しているものである。

Overview は冒頭 WIPO が Overview を作成した趣旨と経緯が述べられており、その後争点として上がることが多い点が Q&A 形式で一覧化されている。末尾に【添付資料 4】として Overview の趣旨と経緯の部分と Q&A のうち質問項目一覧を翻訳したものを添付する。

質問項目は大きく以下の 4 項目に分類されている：

- First UDRP Element (UDRP 第 1 の要件)
- Second UDRP Element (UDRP 第 2 の要件)
- Third UDRP Element (UDRP 第 3 の要件)
- Procedural Questions (手続に関する疑問)

【添付資料 4】のとおり、これら 4 項目が更に個別の質問に分類されている。

第 1 の要件ないし第 3 の要件というのは、UDRP 第 4 節 a. の (i) (ii) (iii) をそれぞれ指している。

例えば、1 項目目の中の 1.6. を見ると、『申立人は、人名について権利を主張することができますか？』との質問がある。これに対して、WIPO パネリスト間の Consensus view が表示され、関連する過去の裁定が 3 件挙げられている。その回答内容は、人名は原則保護

⁸⁶ 「WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions」【添付資料 4】
<http://arbiter.wipo.int/domains/search/overview/index.html?lang=eng>

の対象となるとは考えられていないけれども、その名称が商標が成立し得るような形で使用されている場合は保護され得ます、となっている。

そして最後に、「ただし、問題の名前について未登録の商標権が成立するには、実際に営業や商業上利用されている必要があります。単に有名だというだけでは（名の知れたビジネスマンであるとか宗教の教祖であるというだけでは）、未登録の商標権が成立していると示すには必ずしも十分ではありません。」との但し書きがある。

UDRP の紛争上良く争点として上がりがちなテーマがこのように Q&A 形式になっているので、これを一通り読むと WIPO における運用の基準がある程度推測可能な形になっている。

Overview の冒頭、WIPO は、Overview は UDRP のシステムの一貫性を補強する目的で UDRP の裁定に見られる通説（consensus）をできる限り表示したもので、紛争上の鍵となる要素を予測的に配列しているものの、非公式なものに過ぎずパネリストを拘束するものではないと書いている。しかし、同時に、これは 2004 年 10 月の WIPO のパネリストミーティングで歓迎されたとあり、また、WIPO のパネリスト候補者の中でも最も経験のある者によるレビューを経ているということであり、Overview により WIPO における UDRP 裁定の傾向がある程度推測可能である。

ただ、主な争点のうち全てが Consensus view や Majority view の確立に至っている訳ではない。Consensus view や Majority view の確立に至っていない例として、これはワークショップでも少し話題に出たが、

- 批判のための Web サイト運営やファンサイトのための Web サイト運営の目的での、批判の対象の組織名や氏名その他の名称を含むドメイン名登録にについての正当な利益が認められるか

を具体例として挙げるができる。

典型例は、特定の企業を批判する者がその企業名を含むドメイン名を取得する（Web サイトを立ち上げ、企業の活動内容等を批判する）特定の芸能人のファンと称する者がその芸名を含むドメイン名を取得する等である。WIPO の Overview（質問 2.4）でも、これについては見解が分かれているとの回答になっている。

3.5.1でも述べた通り、この Overview はワークショップでも度々引用され、参加者の理解促進に大いに役立っていた。また、今後 UDRP を学ぼうとする人達にとっても役に立つ資料になると思われる。

ICANN 認定紛争処理機関「移転」率一覧表

● ADNDRC (香港)(2005年10月上旬基準)

	2002年	2003年	2004年	2005年	合計
Transfer	3	7	11	8	29
Cancelled	0	0	0	1	1
Rejected	1	1	0	3	5
Withdraw	5	9	9	3	26
合計	9	17	20	15	61

Transfer+	3	7	11	9	30
Cancelled					
Transfer+	4	8	11	12	35
Cancelled+					
Rejected					
移転率 (%)	75%	87.5%	100%	75%	85.7%

● ADNDRC (中国)(2005年10月上旬基準)

	2002年	2003年	2004年	2005年	合計
Transfer	6	6	6	16	34
Cancelled	0	0	1	0	1
Rejected	4	1	0	1	6
Withdraw	3	3	4	2	12
合計	13	10	11	19	53

Transfer+	6	6	7	16	35
Cancelled					
Transfer+	10	7	7	17	41
Cancelled+					
Rejected					
移転率 (%)	60%	85.7%	100%	94.1%	85.3%

● CPR (2005年8月上旬基準)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	合計
Transfer	11	11	13	13	4	6	58
Cancelled	1	0	1	0	0	1	3
Decision for Respondent	7	2	6	0	0	0	15
Denied	0	0	6	8	4	3	21
Dismissed	0	0	0	1	2	0	3
Withdraw	0	0	5	2	0	1	8
Pending	0	0	0	1	0	1	2
Settled before selection	0	1	1	0	0	0	2
合計	19	14	32	25	10	12	112

+	12	11	14	13	4	7	61
~	19	13	26	22	10	10	100
移転率 (%)	63.1%	84.6%	53.8%	59.0%	40.0%	70.0%	61.0%

● NAF (2005年10月上旬基準)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	合計
Transferred	543	625	893	669	697	630	4,057
Split Decision	2	3	8	4	4	5	26
Cancelled	12	7	1	0	1	3	24
Claim Denied	119	112	229	103	127	84	774
Withdrawn	88	86	114	100	102	136	626
Recommended	0	0	0	0	0	3	3
Pending	0	0	0	0	0	119	119
合計	764	833	1,245	876	931	980	5,629

+ +	557	635	902	673	702	638	4,107
~	676	747	1,131	776	829	722	4,881
移転率 (%)	82.3%	85.0%	79.9%	86.7%	84.6%	88.3%	84.1%

● WIPO (2005年10月上旬基準)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
Transfer	1	1,173	946	774	723	730	467	4,814
Transfer with dissenting option	0	11	3	6	2	2	2	26
Transfer, denied in part	0	7	6	5	5	5	2	30
Transfer, cancellation in part	0	1	0	1	1	1	1	5
Cancellation	0	7	11	11	8	9	3	49
Complainant denied, transfer in part	0	4	6	3	3	0	1	17
Complainant denied, with dissenting opinion	0	11	3	4	2	3	0	23
Complaint denied	0	260	240	147	102	106	67	922
Terminated	0	371	284	229	206	251	193	1,534
合計	1	1,845	1,499	1,180	1,052	1,107	736	7,420

~	1	1,199	966	797	739	747	475	4,924
~	1	1,474	1,215	951	846	856	543	5,886
移転率 (%)	100%	81.3%	79.5%	83.8%	87.3%	87.2%	87.4%	83.6%

WIPO 仲裁センター

ADMINISTRATIVE PANEL DECISION

Consejo de Promoción Turística de México, S.A. de C.V. v. Latin America Telecom Inc.

事件番号 : D2004-0242

1. 当事者

申立人は、Consejo de Promoción Turística de México, S.A. de C.V., Colonia Anzures, Mexico、代理人は、Bello, Guzmán, Morales Y Tsuru, S.C., Mexico である。

被申立人は、アメリカ合衆国の Latin America Telecom Inc., Pittsburgh, PA Pennsylvania、代理人は、アメリカ合衆国の ESQwire.com Law Firm である。

2. The Domain Name and Registrar

紛争にかかるドメイン名<mexico.com>は、Register.com により登録されている。

3. 手続きの経緯

手続きの経緯 【詳細訳者略】

手続言語

申立は当初英語で提出され、申立人は手続言語をスペイン語することを求めたが、レジストラがニューヨークのレジストラであること、被申立人がアメリカ合衆国の企業であり、アメリカ人の代理人を立てていたこと等から手続言語は英語となった 【詳細訳者略】

裁定日の延長

手続規則の第 10 条(c)により、裁定日はパネルの都合で 2 度延長された 【詳細訳者略】

4. 背景事情(時系列)

- 紛争にかかる<mexico.com>は 1997 年 11 月 14 日に登録された 【詳細訳者略】
- ・ 記録によれば、同ドメイン名の登録者は、「Latin America Telecom Inc.」社の CEO である「Rami Schwartz 氏」である。
 - ・ 紛争にかかる<mexico.com>による Web サイトではメキシコに関する旅行情報に関する宣伝等が掲載されている。

- ・ 申立人は、1999年10月に営業を開始した企業でメキシコ政府によりその殆どを所有されている。主な機能は、メキシコの Tourism Ministry と共同でメキシコへの旅行（国内含む）のプロモーション活動等である。
- ・ 2002年の最後の方が2003年に両当事者間で紛争にかかるドメイン名の譲渡についての話し合いが行われたが、決裂した。このときの内容についての言い分は両者間で食い違っている。
- ・ 申立人は、2001年以降、「MEXICO」の文字とデザインの組合せから成る商標を複数取得した。

2003年7月、申立人は、Mexican Government's Federal の上級法律顧問にどこでも良いが他の政府機関の所有する商標で本ドメイン名に対する申立の基になりそうなものを探す援助を求めた。法律顧問は、Legal and Human Right Affairs の Assistant Secretary と Secretariat of Interior 宛の書簡の中で、申立人が援助を求めているとし、『www.mexico.com のドメイン名について申立をするのに類似性を分析し、'MEXICO'の用語単独あるいはそうした用語と他の名称や図形から構成される商標に関して、商標登録のコピーとメキシコ政府による申請を探しています。1997年よりも前に取得されたものはどのような登録でも非常に価値があります。』とある。また、同書簡は、『'MEXICO'の名称が商標として使用されている、つまり、営業上商品やサービスを識別する標識となっている』証拠も探しているとしていた。

【訳者注：同書簡がいずれの当事者からどのような形で証拠として提出されたのか等は裁定文上明らかではない】

- ・ 結果、申立人は、複数のメキシコの行政機関等から商標をライセンスした。
- ・ 申立は、2004年3月30日に提出された。 【詳細訳者略】

5. 当事者の主張

A. 申立人

権利

MEXICO の商標は少なくとも 1973 年より使用されており、メキシコ内外で億万ドルキャンペーンにおいて強調された。

同一/混同を引き起こす類似性

紛争の対象のドメイン名は、登録商標 478857、604142 及び 698252 に同一あるいは混同を引き起こす程に類似しており、TIANGUIS TURISTICO MEXICO の商標と混同を引き起こしそうなものと思われる。

合理性

被申立人には、紛争にかかるドメイン名に関して、権利や正当な理由を持ち合わせていない。被申立人は、紛争にかかるドメイン名により知られてはいない。申立人にも the Ministry of Tourism といったその他のいかなる政府機関によっても、商標 MEXICO やそのバリエーションの使用を承認されていない。

被申立人は、被申立人が登録した多くのドメイン名が列挙されている【訳者略】といった、非常に目立つ、有名で良く知られた商標をそっくりそのまま組み込んだドメイン名を非常に多く登録するという事実に行ってきた。

被申立人は、これらのドメイン名を正当な所有者へ移転することにより、多額の金員を得ることを期待して登録したものと思われる。被申立人は、商標を組み込んだドメイン名をそうした商標の持ち主に売却してビジネスにしていたものと思われる。

本件においては、MEXICO の商標は旅行関連の製品とサービスに関連して広く使用されており、メキシコの内外で億万ドルキャンペーンによりメキシコの内外で公表されていることからすると、被申立人は、同ドメイン名を、そこに反映されている商標権の正当な所有者に譲渡することの対価として多額の金員を得ることを期待して紛争にかかるドメイン名を登録したものと思われる。

被申立人による、紛争にかかるドメイン名の使用が悪意によるものであることは明らかであり、Rami Schwartz 氏は、2 年以上も 120 万 US\$ で申立人に売却しようと繰り返し企てていた。これは、善意による商品やサービスの提供に関連する使用とは言えない。

被申立人のドメイン名は、複数のスパムリスト締め出されている。紛争にかかるドメイン名は、Rhyollite.com の歓迎されないドメイン名サイトや Schwartz 氏はスパム関係の話で訴えられているようである。こうした状況においては、訴えられているホスティングサービスやメールサービスは、善意による商品やサービスの提供に関連する使用を構成するものではない。

紛争にかかるドメイン名による Web サイトは、申立人との関係について何ら但し書きはなく、申立人の商標 MEXICO によりカバーされる情報やサービスを探している消費者を混同させ、誘引するかも知れない。

紛争にかかるドメイン名による Web サイトには、申立人とは何の関係もないという但し書きはなく、申立人の商標 MEXICO によりカバーされる情報やサービスを求めている消費者を混同させ誤導させるであろう。消費者は惑わされ、宣伝されている旅行サービスは申立人あるいは MEXICO の商標の下、申立人による宣伝キャンペーンに提携している者により選別され監視されているものと信じるよう誤解するであろう。

悪意

紛争にかかるドメイン名は、悪意で登録及び使用されている。被申立人は、広く知られた、有名あるいは良く知られた商標をそのままそっくり少なくとも十数個含むドメイン名を、何百も登録した。

そうした商標のうちの一つが商標 MEXICO であり、これは申立人及びその祖先により 30 年以上も使用されてきた。Schwartz 氏は、メキシコに居住し、同氏及び被申立人は、メキシコ及びアメリカ合衆国において享受されてきた MEXICO の商標の周知性に触れてきた。そのため被申立人は、この商標を知っていたかあるいは知っていたに違いないと思われる。そのことは Schwartz 氏が申立人をライセンス及び商標の主な使用者であるとして標的として認識し、紛争にかかるドメイン名を申立人に売却しようと持ちかけた事実からも裏付けられる。

要求されていた金額(120 万 US\$)は悪意による登録及び使用を裏付けるものである。

被申立人は、紛争にかかるドメイン名を、他のドメイン名と同じく、商標権者に接触して同ドメイン名を多額の金員で売却しようとの意図により取得したものである。それは被申立人のビジネスなのである。

被申立人は、申立人の商標 MEXICO を知っていたため、申立人が MEXICO の商標を対応するドメイン名に反映されることを妨げるために紛争にかかるドメイン名を登録したものである。被申立人は、ほぼ 1 ダースの有名あるいは広く知られた商標をドメイン名として反復して登録してきた。

被申立人は、広く宣伝された申立人の商標 MEXICO と、出所である、スポンサーシップである、申立人と資本関係にあるあるいは申立人から承認されているといった、混同を引き起こす類似性を作出することにより、商業的な利益を得る目的で、当初より誘引しようとの意図していたものである。

B. 被申立人

権利

申立人は、<mexico.com>と同一あるいは混同を引き起こす程に類似する商標について権利を有していない。紛争にかかるドメイン名の登録日の後に、申立人が依拠するいずれの商標も申立人に排他的にライセンスされたかあるいは No. 478857 のケースによれば、本手続きのために「借り受けた」ものである。いずれも申立人によって真に所有されたのではない。

604142、698252 及び 793376 の商標は、いずれも争われているドメイン名が登録された後に登録されたものである。申立人が the Banco Nacional から借り受けた 478857 の商標を使用していた証拠はない。唯一そのマークと「Tianguis Turistico Mexico and design」のマークがドメイン名登録よりも前に登録されている。借り受けたマークについては、申立人が真にこのマークに権利がないので無視されるべきである。

「Tianguis Turistico Mexico and design」のマークは Mexico を含む唯一のフレーズであるから、Mexico の用語について申立人は何ら商標を提示していない。

法律顧問から Interior の secretariat 宛の 2003 年 8 月 28 日の書簡は、商標を探す援助を the Federal Government に頼まなければならなかったことからして、申立人自身は MEXICO の用語について商標権がないと確信していたことを裏付けるものである。政府それ自体はその用語に商標権があるのかどうか隠し確信がなかったから政府の機関に商標の使用の証拠を要請しなければならなかったのである。そして、申立人と政府の両者は、商標は、本申立を支えるには、『MEXICO という用語単独』からなるもので、『1997 年よりも前に入手されて』いなければならないことが分っていたのである。

申立人は MEXICO という用語についていずれの時点においても何ら商標権を有しておらず、申立人はその事実を申立の前に知っていたものと結論付けられなければならない。

申立人は、明らかに、際立って目に見える場所での MEXICO の商標の使用によるコモン・ロー上の権利を主張している。申立人の MEXICO の使用は、単に描写的 (descriptive) な意味、つまりは MEXICO への旅行のプロモーションの目的に過ぎない。申立人は、必要とされる二次的な意味、つまり、消費者が MEXICO という用語を申立人のみと結び付けるということを確立しておらず、またすることもできない、多くの第三者は MEXICO を同様に描写的 (descriptive) な意味で使用しているからである。

同一/混同を引き起こす類似性

申立人が依拠するいずれの商標も、紛争にかかるドメイン名と同一あるいは混同を引き起こす程に類似していない。それらは、MEXICO を描写的なフレーズで含んでいるだけの単なるデザインマーク、デザインを伴う文字列である。申立人は、本手続に持ち込むために、単独で存在する MEXICO の商標があることが必要だただけである：*Puerto Rico Tourism Co. v. Virtual Countries, Inc.*, WIPO Case No. D2002-1129; *Empresa Municipal Promoci Madrid S.A. v. Easylink Services Corporation*, WIPO Case No. D2002-1110; *Chambre de Commerce et d'Industrie de Rouen v. Marcel Stenzel*, WIPO Case No. D2001-0348 and *Brisbane City Council v. Warren Bolton Consulting Pty Ltd.*, WIPO Case No. D2001-0047.

正当性

被申立人は、“www.mexico.com”において善意による提供に関連して使用しているのであるから、紛争にかかるドメイン名について正当な利益を有している。申立人の役人は明らかにこのことを認識していた。申立人の先の director、Mancha 氏は、以前は被申立人の広告代理店の executive で、月額 2 万 7000\$ の広告契約に基づき被申立人の account に責任があった。申立人の現在の Assistant Director である Muñoz 氏は、宣誓供述書を USPTO に提出し、そこには mexico.com は、申立人が提供するサービスとは異なる多くのサービスを提供していると書いてある。

被申立人の“www.mexico.com”の Web サイトは、紛争処理方針に基づく古典的な例である。参照：*Pocatello Idaho Auditorium District v. CES Marketing Group Inc.*, NAF Case No. FA103186; *Kur- und Verkehrsverein St. Moritz v. StMoritz.com*, WIPO Case No. D2000-0617; *Brisbane City Council v. Warren*

Bolton Consulting Pty Ltd., WIPO Case No. D2001-0047; *Port of Helsinki v. Paragon International Projects Ltd.*, WIPO Case No. D2001-0002; *City of Hamina v. Paragon International Projects Ltd.*, WIPO Case No. D2001-0001 and *Newport News v. VCV Internet*, eResolution Case No. AF0238.

申立人は、被申立人の Web サイトの性質をわざと不正確に述べ、更に被申立人の全ての意図は単にドメイン名の売却による利益を得ることであるとの思い込みにパネルを誤導しようと企てることで、これらの先行する（裁定）の本質を無効にしようとしている。申立人はまた、被申立人は複数のスパムリストで締め出されているので、被申立人の商品やサービスは善意によるものとはいえないという。申立人は、被申立人をスパム関係のことで訴えた人物を指摘している。実際には被申立人は、いかなるスパムも送ったことはない。何故なら、被申立人は、自身の e-mail サービスのために多くのドメイン名を保有しているので、スパマーによる spoofing として知られる問題の被害に遭いやすく、彼らは自身の正体を隠したいので返信先のアドレスに善意の第三者（このケースでは被申立人）のドメイン名を捏造し、スパムメールを送るのである。それは被申立人に対する訴訟であった。被申立人は、e-mail のオリジナルを渡すよう要請したが、そうすれば調査することができるので、しかしそれは提出されなかった。

被申立人は、本ドメイン名により知られており、紛争処理方針に基づき正当な利益を有している。被申立人は、Mexico.com, Inc.及び Mexico.com LLC を運営しており、両者とも Latin America Telecom の子会社を所有している。被申立人は、Mexico.com についてアメリカ合衆国とメキシコにおいて登録商標を有している。

悪意

紛争にかかるドメイン名は、悪意により登録及び使用されてはいない。被申立人による www.mexico.com の Web サイトはは 1997 年より正当に運営されている。

<mexico.com>がライセンスされ借り受けられた商標と混同を引き起こしそうであるとの主張と相反して、<visitmexico.com>の登録申請が、先に提出された[被申立人の]<mexico.com>の登録申請のせいで一時延期させられないようにしようとしたときには、申立人は、2001 年には USPTO に違うことを言っている。被申立人の側に、混同を引き起こそうとの意図があるとの証拠はどこにもない。

申立人は、紛争にかかるドメイン名を、被申立人が申立人を念頭に登録したことを立証することができない。ドメイン名が登録された 1997 年 11 月の時点で申立人が何かしらの商標を有していたことを裏付ける証拠はないし、申立人が依拠している商標を何かしら登録したのは最も早くても 2000 年の 6 月であり(商標 604142)、3 年近く後である。

申立人の商標が存在するよりも前に登録されたドメイン名の登録については、申立人が悪意によるドメイン名の登録における立証責任を果たすことはできないとされており、それは、被申立人が商標についての知識がなかったからである：*Mytech Partners, Inc. v. Jebb Corp.*, NAF Case No. FA135645. In *John Ode*

d/ba ODE and ODE – Optimum Digital Enterprises v. Intership Limited, WIPO Case No. D2001-0074, ではパネルは以下のように言っている：「ドメイン名が登録された時点で商標が成立していないものは ICANN の紛争処理方針に基づく申立の基礎を形成しないとの見解は多くの判例によって支持されている」ここに申立人は、the Government of Mexico に、本件を申し立てるための商標を探し出す手がかりを求めたことからしても、ドメイン名の登録の 6 年後である 2003 年 7 月の遅きに際しても、何ら商標権を有していないことを知っていたものである。

ドメイン名登録時の被申立人の情報は、申立人の情報以上のものであった筈がない。被申立人は、申立人が保有しておらず、していなかったことを知っている商標から利益を得ようと意図していたものとして、ドメイン名登録を責められるものではない。

主張されている売却についての話し合いは悪意による登録あるいは使用を形成するものではない。パネルが申立人の主張する事実関係を採用するとしても、被申立人は、間違いなく紛争にかかるドメイン名の売却交渉に入る権利がある：*Pocatello Idaho Auditorium District v. CES Marketing Group Inc.*, NAF Case No. FA103186。申立人の主張するように、被申立人が紛争にかかるドメイン名を売却する意図で登録したとしても、それは悪意を形成しない、というも、紛争処理方針は、「商標の保有者である申立人」への売却を要求しているからである。ここに申立人は、MEXICO を含むいかなる商標もドメイン名が登録された時点で保有していなかった。

申立人は、被申立人が登録した他のドメイン名が有名な商標を含むと主張する。

被申立人は、e-mail サービスのための e-mail アドレスとして提供するためのスペイン語やメキシコの文化を反映するその他の用語を含むドメイン名を多く登録しているが、その内 100 個は現実に使用されている。60 万人の利用者が Mexico.com の e-mail サービスにサインアップした。ドメイン名の殆どは、一般用語であり、利用者に様々な分野の関心を反映する e-mail アドレスの選択肢を与えるために登録されたものである。被申立人は、これらのドメインを申立人が主張するように売却しようとしたことは一度もない。

逆ドメイン名剥奪行為

事実及び先行（する裁定）は、紛争処理方針の要素が申立には全く欠如していることを明らかに示している。申立人は、全ての要素を不正確に述べている。申立人は、今年の 2 月、契約により、MEXICO のデザイン商標を借り受け、それは本手続上、単に“地位をより強固にするもの” - 手続が終れば返却しなければならない - ことを示している。申立人は、被申立人は、申立人の前取締役が被申立人の advertising account executive だったとき、本当の Web サイトを運営しておらず、申立人の PTO への書簡に基づいて、申立人の現在の assistant director は 3 年前に Mexico.com において提供されていたサービスについて良く知っていたと主張している。申立人が Schwartz 氏を打合せに呼んだのは、同氏をサイバー・スクワッターに仕立てようとの目論見のみによるものだったのであり、打合せで起こったことは今度は不正確に述べられている。根拠のないこのような申立に対抗するための被申立人は費用と手間にも拘わらず、申立人は、被申立人の評判と www.mexico.com の Web サイトに深刻な損害を生じさせている。本件が逆ドメイン名剥奪行為を形成しないのだとしたら、何が逆ドメイン名剥奪行為を形成するのかを想定することは困難である。

6. 検討と事実認定

手続規則の 15(a)は、紛争処理方針、規則及び関連する法規に基づいて提出された主張と資料に基づいて申立を判断するよう求めている。紛争処理方針の 4(a)では、申立人が以下を示さなければならない。

(UDRP 第 4 条 a.の条文の引用、略)

A. 商標権

MEXICO という名称は、地理的な表示である。地理的な表示がそれとして紛争処理方針により保護されていない一方、もしそれが商標として登録されている、あるいは特定の商人によって商品やサービスを他から区別するものとして利用されていることが立証されたならば、やはり紛争処理方針により商標として保護されるに値するかも知れない。その場合、描写的 (descriptive) (一般的 (generic)) な用語が (商品やサービスを) 他から区別するものとして利用されていることが示された場合と同様に商標として保護される可能性がある。例えば、*Brisbane City Council v. Warren Bolton Consulting Pty Ltd*, WIPO Case No. D2001-0047; *City of Hamina v. Paragon International Projects Ltd.*, WIPO Case No. D2001-0001; *Port of Helsinki v. Paragon International Projects Ltd.*, WIPO Case No. D2001-0002; *Wembley National Stadium v. Tim Gordon*, WIPO Case No. D2000-1218; *Skipton Building Society v. Peter Colman*, WIPO Case No. D2000-1217; *City of Salinas v. Brian Baughn*, NAF Case FA104000097076; *Empresa Municipal Promoci Madrid v. Planners Planners*, WIPO Case No. D2002-1112; *HER MAJESTY THE QUEEN, in right of her Government in New Zealand et. al. v. Virtual Countries, Inc*, WIPO Case No. D2002-0754; *Kur- und Verkehrsverein St. Moritz v. StMoritz.com*, WIPO Case No. D2000-0617; *Kur- und Verkehrsverein St. Moritz v. Domain Finance Ltd*, WIPO Case No. D2004-0158 (June 14, 2004) 及び、2001 年 4 月 12 日付の Second WIPO INternet Domain Name Process の Interim Report の 276–286 段における議論等である。

申立人は、紛争にかかるドメイン名が登録された 1997 年の時点で設立されておらず、同人が依拠するいずれの商標についても権利を有していなかった。また、営業を開始したのは 1999 年である。また、申立人は、紛争にかかるドメイン名の登録あるいは申立の提出よりも前に、いずれかの商標が、その支配的な特徴において、MEXICO の名称が商品やサービスの出所を示す二次的な意味合いを取得しているというような手段で使用されたことを示していない。

しかしながら、申立人は、申立を行った時点では (商標権) を得ており、メキシコの商標 478857 の登録された所有者であり、Banco Nacional からのローン契約に基づく譲渡により取得したものである。また、申立人は、申立を提出した際、メキシコの登録商標 [商標登録番号列挙、略] に関しては、それが排他的なライセンスであり、所有者であるがごとく商標権を保護するために法的手段を採る権利があることを立証した。

商標権のライセンスは、排他的なライセンスでなくとも紛争処理方針の 4(a)(i) の趣旨に権利となる : *Grupo Televisa, S.A., Televisa, S.A. de C.V., Estrategia Televisa, S.A. de C.V., Videoserpel, Ltd. v. Party Night*

Inc., a/k/a Peter Carrington, WIPO Case No. D2003-0796; *Telcel, C.A. v. Jerm and Jhonattan Ramirez*, WIPO Case No. D2002-0309; *Ingram Micro Inc. v. RJ, Inc. and Rick Juarez*, WIPO Case No. D2001-0948 and *Brown Thomas & Company Limited v. Domain Reservation*, WIPO Case No. D2001-0592。

申立人が商標権について権利があることを示さなければならない時は、ドメイン名の登録の時なのかそれとも申立を提出した時なのかという重要な疑問についてはパネルは異なる見解を表明した。以下参照：*Abt Electronics, Inc. v. Motherboards.com*, NAF Case No. FA0312000221239; *Travant Solutions, Inc. v. Cole*, NAF Case No. FA 203177; *Phoenix Mortgage Corp. v. Toggas*, WIPO Case No. D2001-0101; *Razorbox, Inc. v. Skjodt*, NAF Case NO. FA 150795; *Iogen Corp. v. IOGEN*, WIPO Case No. D2003-0544; *Chiappetta v. Morales*, WIPO Case No. D2002-1103; *Ode v. Intership Ltd.*, WIPO Case No. D2001-0074; *Digital Vision, Ltd. v. Advanced Chemill Sys.*, WIPO Case No. D2001-0827; *Firstgate Internet A.G. v. Soung*, WIPO Case No. D2000-1311; *eGalaxy Multimedia Inc v. T1*, NAF Case No. FA 101823; *Roberta Chiappetta dba Discount Hydroponics v. C. J. Morales*, WIPO Case No. D2002-1103.

異なる見解の論拠は *Joe Cole v. Dave Skipper*, WIPO Case No. D2003-0843 において以下のように説明されている。

『申立に関連するドメイン名の登録よりも日付が後の商標に依拠した申立に関する裁定は多くある。これらには、*Mr. Severiano Ballesteros Sota, Fairway, S.A. and Amen Corner S.A. v. Patrick Waldron*, WIPO Case No. D2001-0351 がある。紛争処理方針のいずれにこの考え方の根拠を見出すことができるのだろうか？可能性の一つは、「登録の時点で」は、第4条(a)の最後に含まれていると考えるものである、つまり、関連する商標権はドメイン名の登録の時点で存在していなければならないと考えるものである。別の考え方は、第4条(a)(i)にはそのような制限はないとし、しかし、ドメイン名の登録の時点で商標権が存在していなかった事実を悪意の争点において考慮するものである。後者の考え方は、多くの UDRP の示ケースにおいて採用されたもので、例えば最近の、*MADRID 2012, S.A v Scott Martin-MadridMan Websites*, WIPO Case No. D2003-0598”でも採用されている。』

悪意は商標登録がドメイン名に先行するものでなければならないとの仮定の下に進めている先の考え方を踏襲するケースは多くある。このパネルは、*ExecuJet Holdings Ltd. v. Air Alpha America, Inc.*, WIPO Case No. D2002-0669 (October 7, 2002)の見解を好んでいる：

『紛争処理方針の趣旨からして、もしそうした悪意が向けられた商標権がドメイン名の登録より後から発生していたとしても、ドメイン名登録は悪意（の認定）に考慮され得るであろう。差し迫った企業間の合併に際して、合併する partner の名称全体あるいは一部を組み合わせることで新しい名前が造り出されることを登録者が推測していたケースがあるかも知れない。あるいは、登録者が、後者による新たな商標権の創造と関連する（前者の）ビジネスパートナーや従業員の意図インサイダーな知識を元にドメイン名登

録をしたという状況と関係する。紛争処理方針の趣旨からして、登録者が現存する商標権や発生することが特に分っていたものを侵害しようとしたこととは、明らかに無関係である。』

このパネルは、申立人が申立の提出よりも前に商標を登録したかあるいは商標権を成立させていて、ドメイン名が同一か混同を引き起こす程に類似していたら、紛争処理方針の第4条(a)(i)のうち比較的低いスライド要件を満たしたものという見解を採っている。マークは、地理的表示かも知れないが、もしそれが登録されたあるいはコモン・ロー上の商標権である場合は、紛争処理方針第4条の(a)(i)の趣旨を満たす商標となる。

従って、パネルは、申立人には申立を提出した時に商標権が、そのライセンサーあるいは譲受人として権利があったものと判断する。

B. 同一あるいは混同を引き起こす類似性

多くの事案は、紛争処理方針の趣旨からして「本質的な」あるいは「視覚的な」類似性で十分だとした。*he Stanley Works and Stanley Logistics Inc. v. Camp Creek Co., Inc.*, WIPO Case No. D2000-0113, *Nokia Corporation v. Nokiagirls.com a.k.a IBCC*, WIPO Case No. D2000-0102; *America Online, Inc. v. Anson Chan*, WIPO Case No. D2001-0004; *Disney Enterprises, Inc. v. John Zuccarini, Cupcake City and Cupcake Patrol*, WIPO Case No. D2001-0489; *Komatsu Ltd. and Komatsu America International Company v. RKWeb Ltd.*, WIPO Case No. D2000-0995; *America Online, Inc. v. Andy Hind*, WIPO Case No. D2001-0642 and *The Toronto-Dominion Bank v. Boris Karpachev*, WIPO Case No. D2000-1571.

478857番の「借り物」の「MEXICOと四角のデザイン」と604142番698252番の「MEXICOとデザイン」のマーク全てには、大文字のMEXICOという主要な特徴がある。パネルは、紛争にかかるドメイン名はこれらのマークと視覚的に同一であると判断する。申立人は、申立におけるこれらのマークにかかるこの要素（類似性）を立証した。

EN EL CORAZON DE MEXICOのマーク及びTIANGUIS TURISTICO MEXICOの様様な文字やデザインについては、パネルは、MEXICOの文字はそれらの主要な特徴とは判断せず、紛争にかかるドメイン名はそれらのいずれとも同一ではないと判断する。類似性の判断は、商標とドメイン名を構成する英数字による文字列の比較により行われる：*KeyCorp v. BruceBolton.com*, WIPO Case No. D2004-0234, applying earlier cases. 同じ理由から、パネルは紛争にかかるドメイン名はこれらのマークのうちいずれにも混同を引き起こす程に類似しているとは思わない。申立人は、それらの商標について、この要素（同一あるいは混同を引き起こす類似性）を立証していない。

C. 権利あるいは正当な利益

目の前にある資料から、パネルは、被申立人は商標の趣旨ではなく、MEXICOの地理的名称の趣旨で

<mexico.com>を登録したものと判断する。申立人が USPTO に対して認めたとおり、被申立人は、紛争にかかるドメイン名を Mexico に関連する話題に特化する Web サイト様々な情報ネットワークにアクセスするポータルに運営に使用してきた。

従って、パネルは、被申立人は 1997 年以来、公正でドメイン名を善意による使用をしてきており、正当な利益を有するものと判断する。

申立人は、申立の要件（注：被申立人に正当な利益がないこと）を立証することができなかった。

D. 悪意の登録及び使用

MEXICO という用語が申立人の前の所有者、MEXICO の tourism ministry により利用されていたと仮定しても、パネルは、被申立人が国家の名称の趣旨というよりも MEXICO の用語の商標的な趣旨でドメイン名 mexico.com を選んだものとは確信はできない。それは、悪意の登録であるとの判断を妨げるものである。更に、被申立人が紛争にかかるドメイン名を地理的な趣旨よりも商標の趣旨に関連する方法で使用してきたことを裏付けるものは何もない。申立書にあるように（登録から 5 年後に）被申立人が申立人に確かにその売却を申し出たのだとしても、その申し出の文脈は、ドメイン名の価値は、その商標の名趣旨ではなくその地理的趣旨にあることを明らかにするものである。

従って、パネルは、同ドメイン名が、申立人あるいは申立人の競業者に売却、貸与あるいは登録を移転することを主な目的として登録されたものである、申立人が商標に関連するドメイン名に反映されることを妨げることを目的として、あるいは競業他者のビジネスを妨害することを目的として登録されたものとは認めることはできない。

また、被申立人が、当初から商業的な利益を得る目的で、被申立人の Web サイトあるいは場所あるいはその Web サイトあるいは場所における商品やサービスが、申立人の商標と出所関係にある、スポンサーシップである、申立人と資本関係にあるあるいは申立人から承認されているといった混同を引き起こす類似性を作成することにより、インターネット利用者を自身の Web サイトあるいはその他のオンライン上の場所に当初より誘引しようとの意図していたものとは認めることができない。

この点、申立人は、インターネット利用者が MEXICO という用語をブラウザに打ち込むとき、MEXICO の国の商品やサービス、情報ではなく、申立人の商品やサービスを探し出そうとしているものであるとパネルを納得させることができなかった。

他に被申立人の登録あるいは使用における悪意を立証するものがあるとは思われない。

申立人は、本件においてこれらの点を立証することができなかった。

E. 逆ドメイン名剥奪行為

本申立は failed であるため、パネルは手続規則の 15(e)を考察しなければならない。

「もし、申立内容が、逆ドメイン名強奪行為や登録者に対する嫌がらせ (harass) に該当するような、悪意に (in bad faith) よるものであると認められたときには、パネルはその裁定において、悪意による申立であり、この紛争処理手続の濫用に該当するものである、との宣言をしなければならない。」

逆ドメイン名強奪行為は、手続規則の第 1 条において、「処理方針を悪意で (in bad faith) 利用して、登録者から、そのドメイン名を奪い上げようとする行為をいう」と定義されている。そのような申立に打ち勝つには、被申立人は、紛争にかかるドメイン名について申立人が被申立人の議論の余地のない権利、あるいは正当な利益を知っていたこと、あるいは悪意の登録及び使用の明らかな欠如、それにも拘わらず申立が悪意により行われたことを示さなければならない：*Sydney Opera House Trust v. Trilynx Pty. Ltd.*, WIPO Case No. D2000-1224 and *Goldline International, Inc. v. Gold Line*, WIPO Case No. D2000-1151 あるいは申立人が、被申立人が正当な利益を有していたらしいことを無視して行われたこと：*Smart Design LLC v. Hughes*, WIPO Case No. D2000-0993; あるいは申立人は、自身が依拠する商標あるいはサービスマークに権利がなくそれにも拘わらず悪意により申立を行ったこと：*Dan Zuckerman v. Vincent Peeris*, WIPO Case No. DBIZ2002-00245; *HER MAJESTY THE QUEEN, in right of her Government in New Zealand, as Trustee for the Citizens, Organisations and State of New Zealand, acting by and through the Honourable Jim Sutton, the Associate Minister of Foreign Affairs and Trade v. Virtual Countries, Inc.*, WIPO Case No. D2002-0754.

逆ドメイン名剥奪行為を検討するには 2 つの基準がある。第 1 にパネルは、2001 年の USPTO への提出は、紛争にかかるドメイン名に関して被申立人に正当な利益があること、紛争にかかるドメイン名は悪意で登録及び使用されていないことの両方を認識していたことを裏付けるものであること。次に、Moreno-Torres 氏が反対意見を表明したが、多数により、パネルは申立人は手続き上自身の立場を有利にするために、借り物の商標権に依拠して悪意をもって行動したものと判断する。

従って、パネルは、本件は逆ドメイン名剥奪事案と判断する。

7. 裁定

これらの理由により申立は棄却され、パネルは、申立は悪意及び紛争処理手続の乱用を構成するものであることを宣言する。

Alan L. Limbury

主任パネリスト

Manuel Moreno-Torres

パネリスト

David E. Sorkin

パネリスト

2004年7月19日

WIPO

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

Geneva

WIPO ARBITRATION AND MEDIATION CENTER

WIPO ADVANCED WORKSHOP ON DOMAIN NAME DISPUTE RESOLUTION:

UPDATE ON PRACTICES AND PRECEDENTS

Geneva

2005 年 10 月 20 日及び 21 日

Thursday, October 20, 2005

08:30 - 09:00 Registration 受付

09:00 - 09:15 . Introduction (Erik Wilbers)

. 導入

1. Brief Overview of WIPO

1. WIPO の概略

2. Introduction of Workshop Faculty

2. ワークショップの Workshop の機能

3. Outline of Program and Participants' Suggestions

3. プログラムの概要と参加者からの提議

09:15 - 09:30 . WIPO Arbitration and Mediation Center's Perspective

. WIPO 仲裁センターの視点 (Mathias Lilleengen)

1. Role of Provider

提供者の役割

2. Case Statistics

事例の統計

3. Case Experience

実際の事例

: The "Typical" Case

典型事例

: Case Management Issues

事案の管理に関する事柄

: Panel Roster and Appointment

パネルの名簿と指名

09:30 - 10:00 . Legal Framework of the UDRP (Erik Wilbers)

. UDRP の法的枠組み

1. UDRP Origins: "Cybersquatting" and First WIPO Process

1. UDRP の期限 : 「サイバースクワッティング」と WIPO ファーストプロセス

2. UDRP: Policy, Rules, Supplemental rules

2. UDRP : 紛争処理方針、規則、補則

3. National Laws

3. 国家法

4. Role of Precedent and Consistency of Decisions

4. 先行する裁定、裁定の一貫性の役割

: WIPO Information Material

: WIPO に関する資料

: Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions

: 選別された UDRP に関連する質問における WIPO パネルの見解の概観

: Online Index of WIPO UDRP Panel Decisions

: WIPO UDRP パネル裁定のオンライン検索

: Other Resources

: その他の根源

5. Extending the UDRP: Second WIPO Process

5. UDRP の拡張 : WIPO セカンドプロセス

. Trends of WIPO Panel Decisions

. WIPO パネル裁定の傾向

(i) Identical or Confusingly Similar to a Trademark or a Service Mark in which the Complainant has Rights (Policy, Para. 4(a)(i))

(i) 商標あるいはサービスマークとの同一あるいは混同を引き起こすような類似性

09:30 - 10:00 1. Rights in a Trademark (Anna Carabelli)

1. 商標における権利

: Geographical Scope of Trademark

: 商標の地理的対象

: Timing of Trademark

: 商標のタイミング

: Unregistered Trademark Rights

: 未登録の商標権

: Personal Names / Geographical Terms

: 人名 / 地理的名称

: Rights of a License

: ライセンス権

- 10:45 - 11:00 Coffee Break 休憩
- 11:00 - 11:45 2. Identical or Confusingly Similar to a Trademark (David Bernstein)
 2. 商標と同一あるいは混同を引き起こす程に類似していること
 : Content of Website
 : Web サイトの中身
 : Mark with “Sucks” or with Other Pejorative Term
 : 「Sucks」あるいはその他の侮辱的な用語と共に使われている商標
 : Internationalized Domain Names
 : 国際化ドメイン名
- 11:45 - 13:00 Discussion and Exercises ディスカッション及び課題の検討
- 13:00 - 14:30 Lunch 昼食
- 14:30 - 15:15 . Trademark Owner’s Perspective (Aimee Gessner)
 . 商標権者の視点
 1. Registration and Enforcement Strategies: Brands, Names, Domains
 1. 登録と実行計画：ブランド、名前、ドメイン
 2. Pre-UDRP Dealing
 2. UDRP 以前の扱い
- 15:15 - 16:00 Discussion ディスカッション
 . Trends of WIPO Panel Decisions (David Bernstein)
 . WIPO パネル裁定の傾向
- 16:00 - 16:45 (ii) Rights or Legitimate Interests (Policy, Para, 4(a)(ii))
 (ii) 権利あるいは正当な利益
 : Agency and Distributorship
 : 代理店と独占販売権
 : Free Speech (criticism/fan site)
 : 言論の自由 (批判 / ファンサイト)
 : Generic Words
 : 一般用語

- 16:45 - 17:30 Discussion and Exercises ディスカッション及び課題の検討
- 17:30 - 17:45 . Court Proceedings in Relation to UDRP Domain Names
 . UDRP ドメイン名に関連する裁判手続 (Eun-Joo Min)
1. Concurrent Proceedings
 1. 競合する手続
 2. Post-UDRP Proceedings
 2. UDRP 手続後の手続
- 17:45 - 18:00 Discussion ディスカッション
- 09:00 - 10:00 . Trends of WIPO Panel Decisions
 . WIPO パネル裁定の傾向
- (iii) Registration and Use in Bad Faith (Policy, Para. 4(a)(iii))
 (iii) 悪意による登録及び使用
- : Conjunctive Requirement (Anna Carabelli)
 : 連結する要件
- : Timing of Trademark and Domain Name Registration (Anna Carabelli)
 : 商標とドメイン名登録のタイミング
- : Prior Knowledge of Mark (Anna Carabelli)
 : 商標についての事前知識
- : Passive Holding of Domain Name (Anna Carabelli)
 : ドメイン名の非活動的所有
- : Relevance of Disclaimer, Settlement Negotiations (Aimee Gessner)
 : 但し書きの妥当性、和解交渉
- 10:00 - 10:45 . Procedural Issues and Decision-Making
 . 手続事項と裁定の形成
1. Registrar Issues (Aimee Gessner)
 1. レジストラの事柄
 2. Burden of Proof / Evidence (Anna Carabelli)
 2. 立証責任 / 証拠
 3. Multiple Parties (Anna Carabelli)
 3. 多数の当事者
 4. Language of Proceeding (Mathias Lilleengen)

4. 手続言語

10:45 - 11:00 Coffee Break 休憩

11:00 - 11:45 5. Appointment of the Panel (Including Conflict of Interest) (David Bernstein and Mathias Lilleengen)

5. パネルの指名 (利益の対立を含む)

6. Powers of the Administrative panel (Including Unsolicited Submissions) (David Bernstein)

6. 管理パネル権限 (要請されていない提出物も含む)

7. Supplemental Filings (David Bernstein)

7. 追加提出

8. Respondent Default (David Bernstein)

8. 答弁の懈怠

9. Remedies (David Bernstein)

9. 修正

11:45 - 13:00 Discussion and Exercises ディスカッション及び課題の検討

13:00 - 14:30 Lunch 昼食

14:30 - 14:45 . WIPO Arbitration and Mediation Center Developments in Non-Domain Name Activities (Ignacio de Castro)

. WIPO 仲裁センターのドメイン名関連以外の活動

1. Resources for Mediation and Arbitration of Intellectual Property

1. 知的財産における調停・仲裁の根源

2. Disputes

2. 紛争

14:45 - 15:00 . Principal ccTLD (Christian Wichard)

. 主要な ccTLD

1. Registration Models

1. 登録モデル

2. Dispute Models

2. 紛争モデル

15:00 - 15:15 Discussion ディスカッション

14:45 - 15:00 . New gTLD (Christian Wichard)

. 新しい gTLD

1. ICANN Introductions and Types of Domains

1. ICANN の示唆とドメイン名の種類

2. Types of Dispute Policies

2. 紛争処理方針の種類

3. WIPO Recommendations

3. WIPO の推奨

15:45 - 16:15 Discussion ディスカッション

16:00 - 16:15 XIII. Domain Name Statistics and Registrar Practices (Leena Ballard)

XIII. ドメイン名の統計とレジストラの実践

16:15 - 16:30 Discussion ディスカッション

16:30 - 16:45 Closing 閉会

Discussions will refer to panel decisions and will include exercises using case scenarios
ディスカッションは、パネルによる裁定に言及し、仮想事例を使用した検討を含みます。

[End of document]

[以上]

UDRP に関連する選別された質問における WIPO パネルの見解の概観 (Overview)

統一ドメイン名紛争処理方針及びその手続規則 (UDRP) の下で裁定を下す権限は、専ら指名されたパネルにあります。UDRP に基づく手続下で通常生じる特定の質問に対する見解の認識を支援する趣旨により、WIPO 仲裁センターは、鍵となる手続的本質的な事柄について、下記の非公式な見解の概観 (overview) を作成しました。いずれの見解を支持する裁定も含まれており、80 以上の異なる UDRP パネリストによる 100 以上の裁定が示されています。

示されたもののうち一部のものについては、時たま発生するだけですが、これら全ては UDRP の運営に関連しているか、そうであると認識されています。これらのうちの殆どについては、通説 (consensus view) あるいは圧倒的多数説 (clear majority view) が達成されています。残りの特定の質問は、相違する見解を許容しています。センターは、2005 年 2 月までの 7000 件を超える UDRP の裁定に基づいて質問を識別し、見解を分類していません。全ての見解に関する多くの情報は、センターの UDRP に基づくパネルによる裁定のオンラインリーガル検索 (<http://www.arbiter.wipo.int/domains/search>) により、あるいは裁定が全て掲載されている (<http://www.arbiter.wipo.int/domains/decisions>) でも入手可能です。

見解の概観 (Overview) は、UDRP に基づく裁定における通説をできるだけ多く特定することが必要であるとの認識の現れから、UDRP システムの一貫性をより強化するために造り出されるに至りました。UDRP の裁定はあらゆる事実や議論を網羅していますが、純粋な見解の違いが特定の事柄において生じることは避けられないかも知れませんが、パネリストや当事者があらゆる管轄から来ている場合は尚更であるということは理解されなくてはなりません。しかしながら、UDRP に基づく情報を更新することは、パネルにより表明された見解を識別し、裁定を下すに当りそうした見解を文脈に含ませる助けになることで役立つものと期待されています。

紛争処理システムにおける鍵となる要素を予測的に配列しているものの、この非公式な見解の概観 (overview) も先行するパネルの裁定も、パネリストを拘束するものではなく、パネリストは、それぞれの手続における特定の状況の中で判断を下します。更に、それぞれの事案の当事者はなお、その申立について裁定に関する予測を独自に行う責にありませ

この、見解の概観 (overview) のアイデアは、2004 年 10 月にジュネーブにおいて召集された WIPO ドメイン名パネリストミーティングで歓迎されました。その内容は、WIPO の

パネリストの中で最も経験のある多くの者により非公式にレビューされ、これらの者はまた、この見解の概観（overview）を広めることに尽力しました。センターは、WIPO のパネリストとの協議の下、関連する将来のパネルの裁定によりこのドキュメントを更新していく努力を致します。

センターは、UDRP の作用を、時間と費用をかけるだけの価値のあるインターネットドメイン名紛争の解決のための効率的なメカニズムに作り上げ、また維持している WIPO の全てのパネリストに対して、国際的にも認められたその貢献に、深く感謝申し上げます。

質 問

UDRP 紛争処理方針

UDRP 手続規則

WIPO 補則

1 . 第 1 の要素 :

- 1.1. ドメイン名が、保有している登録商標に混同を引き起こす程に類似している場合、自動的に UDRP の第 4 節(a)(i)の要件を満たしますか？
- 1.2. 混同を引き起こす類似性を判断する際、Web サイトの中身は関係しますか？
- 1.3. 商標とネガティブや用語を組み合わせたドメイン名は、申立人の商標に混同を引き起こす程に類似しているでしょうか？（Suck ケース）
- 1.4. 紛争にかかるドメイン名が登録された後の登録/未登録の商標は、UDRP に関連する商標を保有するものでしょうか？
- 1.5. 申立人は、地理的名称や識別子について権利を主張することはできますか？
- 1.6. 申立人は、人名について権利を主張することはできますか？
- 1.7. コモン・ロー上のあるいは未登録の権利を主張して認められるには、申立人は何を主張しなければなりませんか？
- 1.8. 商標のライセンサー（使用許可を受けた者）や商標権の保有者の関連会社は、UDRP により商標権について権利があるものと認められるのでしょうか？

2 . 第 2 の要素 :

- 2.1 申立人は、被申立人に、紛争にかかるドメイン名について権利や正当な利益がないことを立証しなければならないのですか？

- 2.2 被申立人は、一般用語からなるドメイン名について正当な利益があると自動的に認められますか？
- 2.3 リセラーは、紛争にかかるドメイン名について正当な権利を認めてもらえるでしょうか？
- 2.4 権利サイトにドメイン名を使用している被申立人に権利や正当な利益はあるのでしょうか？
- 2.5 ファンサイトは、紛争にかかるドメイン名について権利や正当な利益を構成するでしょうか？

3. 第3の要素：

- 3.1 紛争にかかるドメイン名が、商標が登録された/コモン・ロー上の商標が取得されたよりも前に登録された場合、悪意と判断されるのでしょうか？
- 3.2 ドメイン名が実際に使用されておらず、ドメイン名の保有者がそのドメイン名を売却したり商標権の保有者に接触していない場合（passive holding「非活動的所有」）、悪意による使用となり得るのでしょうか？
- 3.3 どのようなものが、商標権やサービスマークの所有者を、そうした商標マークに対応するドメイン名に反映させようとするのを妨げる pattern of conduct（行為のパターン化）を構成しますか？
- 3.4 推定告知は、悪意による登録及び使用であることの認定の根拠となりますか？
- 3.5 紛争にかかるドメイン名の Web ページにおける但し書きの効用とは何でしょうか？
- 3.6 悪意に関する主張に、交渉の話し合いにおける発言内容は関係し得るでしょうか？
- 3.7 ドメイン名登録の更新は、ドメイン名が悪意で登録されたかどうかの判断の対象となる登録に匹敵しますか？

4. 第4手続に関する質問：

- 4.1 過去の UDRP の裁定で類似する事実や法的事項を扱うものは、どのように追従されますか？
- 4.2 パネルは、要請されない追加書類の受領は認められていますか？
- 4.3 手続における適切な言語はなんですか？
- 4.4 再申立は、パネルによりどのような状況で認められますか？
- 4.5 パネルは、裁定のために独自に調査することができるのでしょうか？
- 4.6 被申立人が申立に答弁しなかった場合（答弁の懈怠）、申立人の要求は自動的に認められるのでしょうか？

議論（以下、略）